

〔註解〕

亂騰 (Tsun' tang) 物騒。擾亂。危険。

將軍 (chung' chun) 外省駐防將軍と云ひ、地方鎮壓の爲め外省に駐劄せる八旗兵の長官なり。

五更 (wue' ching) 午前三時を云ふ。初更を午後七時とし二時間毎に更を數へ五更に到りて終る。

參將 (ts'an' ching) 地方鎮壓の爲め外省駐防將軍の下に各地に分駐せる八旗兵の統帶官なり。

對過兒 (tui' kuo' er) 向側。反對の側。對面兒に同じ。

職名 (chih' ming) 官職を記したる名刺。

大老爺 (tai' lao' yeh) 官吏に對して用ふる尊稱。大官には大人を用ひ、次ぐ者には大老爺を用ひ、其下には老爺を用ふ。

豈敢 (chi' kan) どういたしましたして。恐れ入ります。相手より尊稱を用ひて談し懸げられたる時、答の冒頭に用ふる遜恭語。

不致當 (pu' chih' tang) 豈敢に同じ。

奉委 (fung' wei) 官命を奉ずる。第九章の註解を見よ。

趕路 (kan' lu) 路を急ぐ。

不消停 (pu' hsiao' ting) 穩ならぬ。亂騰に同じ。第二十六章の註解を見よ。

上路 (shang' lu) 路に上る。出立する。

失閃 (shih' shan) 危険。

第七十章

平旦那樣、周旦那樣がお見えになりました。さあどうぞ。貴下はお食事はお済みになりましたか。済ませました、態々お出で下さいまして、甚だ御足勞を掛けました。どういたしましたして、先刻お談いたしましたあの事に就きましては、私は詳しくお談いたしますからお聴き下さい、この數年來冬期には關外の此道中は實に危険でありまして、常に馬賊が居て旅客を劫すことがありますので、それ故毎年冬期になると、將軍が澤山の武官に命じて、兵卒を率ゐて各驛々に駐劄させて、盜

賊を捕へさせて居るので、一方に於ては又た各旅店に命令して、夜明けにならなければ旅店の門を開けて旅客を立たせることを許さないやうにして居るのです、別段故意と旅行に不便を興へると云ふ心ではなく、實は旅客を保護せんが爲めであり、それです、今貴下は官命を帯びられ、肝要な御公務があるので、是非早くから御出立にならなければならぬと云ふのでありますから、私は明朝五更に二人の小武官に命じて、二十人の兵卒を率ゐさせ、貴下を夜明け迄護送いたさせませう、外に私が尙ほ一通手紙を認めましたから、貴下はこれをお持ちになつて、明晩貴下が次の驛にお着きになりました、旅店にお泊りになつた時、此手紙を持つて其驛の守備をして居る武官にお遇ひにならば、其武官が亦た屹度官兵に命じて貴下を護送して呉れます、各驛に着かれる度毎いつもさうなさいますと、貴下は御道中御無事に牛莊に御到着なさることが出来て、決して危険なことはないだらうと思ひます。此度の御親切を受けましたことは、私は實に心の中で相濟まぬやうに思ひます。どういたしまして、これは私共の職務上いたすべきことであります。 どういたしまして、貴下がお出で下さいましたから、私の旅行券を見て戴きませう。 はい、

これは總理衙門から出した旅行券でございます、貴下は此旅行券をお持ちになり、其上私の此手紙をお持ちになつて居れば、これで大丈夫であります、では明朝未明にお目にかゝりませう。 特別の御心配を願ひまして誠に有り難ふございます。 どういたしまして。

〔註解〕・偏過了 (pien¹ huo¹ tsu¹) 濟みました。 貴下と御一緒になく私一人で食べましたの意なり。

關外 (kuan¹ wai¹) 山海關の外東三省の地を云ふ。

劫奪過客 (chieh¹ to¹ huo¹ tsu¹) 通行の旅客を劫す。

冬令 (tung¹ ling¹) 冬期。

營官 (ying¹ kuan¹) 兵營に勤務せる小武官。

下站 (hsia¹ chan¹) 次の驛站。

行旅 (hsing¹ lu¹) 旅行。

失閃 (shih¹ shan¹) 第六十九章の註解を見よ。

總理衙門 (tsung¹ li¹ yeh¹ men¹) 總理衙門は咸豐十年に創設せられ、外交貿

易税關等、凡そ内外交渉の事務を統理せしが、光緒二十七年改めて
今の外務部と爲せり。

黒早 (hei'san) 未明。朝早く夜の明けぬ時刻。

第七十一章

貴下此度は私共の國の直隸省からお歸りになりましたか。さうです、私は天津から歸りました。私は此數年お國に許り居て商賣をして居りましたから、一切私共の國の方の事は總て良く存じませんが、此度貴下が私共の國からお歸りになつたので、貴下に少し事情をお尋ねいたしたうございます。貴下は何ういふ事をお尋ねになりたいのか存じませんが、私が知つて居る丈けの事はお談いたしませう。有り難うございます、ではお尋ねいたしますが、此頃私共の國の北方の鐵道と鑛山採掘の事業は、如何な様になりましたか、貴下は御存じありませんか。其二つの事業に就いては、私は大略の模様を知つて居ります、目下の所で云ひますと、お國の鐵道敷設鑛山採掘の二件は、其後の進行が大體に都合が良い方でありま

す、先づ其鐵道に就いて云ひますと、天津から山海關までのあの線路はもう疾くに出來上りましたし、北京から天津までのあの線路も昨年出來上りましたし、この頃になつて天津から蘆溝橋までの線路も落成いたしましたして、目下は山海關から大凌河までのあの線路を敷設しやうと商議をして居るのです、尙ほ聴きましたには、蘆漢鐵道は商人の手で敷設することになつて、既に幾何か計畫が出來たと云ふことです、鑛山採掘の事業に就きましては、話に聴きますと、開平と漢河との此二ヶ所の鑛山事業は、方法が甚だ良いので、非常に成功して居る様子です、政府では近來鐵道と鑛山との二つの事業が、日に増加して來るのに、各省での方法が皆一様でなく、又た各省で制定した規則も或は各違つて居るかも知れず、自然それが爲め進行上故障が生じて來るだらうといふことを恐れて、數日前特に上諭を降されて、北京に鑛務鐵路の總局が設けられ、二人の大臣が勅命せられて、専ら各省の鐵道と鑛山との會社の事業を管理することになつたさうです、さういふことになると、勿論尙は嚴肅に整頓して來るでせう。只だ願ふのは、これから一般に鑛山が開かれ、鐵道が擴張されることであり、これが又た矢張り國家富強の根本であります。

〔註解〕 起色 (ch'i² s²) 景氣が付く。都合が良くなる。

蘆溝橋 (lu² kou² chiao²) 北京の西方約八哩にあり。京漢鐵路の停車場あり。

蘆漢鐵路 (lu² han² tie² lu²) 今の京漢鐵路なり。京漢鐵路は初め蘆漢

鐵路(蘆溝橋より漢口に至るを以て)と稱せしも、後京漢鐵路と改稱したるなり。

大凌河 (ta² ling² ho²) 奉天省錦州の東北方十五六哩にあり。

開平 (kai² ping²) 直隸省にあり。天津より關内鐵路に由り約九十哩の

地、有名なる炭鑛あり。

漠河 (mo² ho²) 黒龍江省の西北隅にあり。有名なる金の産地なり。

欽派 (chin² pai²) 勅命せらる。

第七十二章

俗に云つて居る言葉に、人は能く地を興し地は能く人を興すと云ふことがある、又

た滄海桑田に變すと云ふ言葉もあります、この言葉はよく考へて見ると、是亦實に眞理であります、例へば直隸省天津の大沽海口内の唐沽の土地を以て云つて見ますると、昔は只だ河に沿ふた一個の寂しい村落に過ぎないで、幾軒かの漁士や百姓共の住んで居つた所で、別段何んの商賣の店もなかつたのであります、其後一度鐵道が敷設せられて、あの土地に停車場が出来てから、夫れが爲めにだん／＼と賑かになつて來たのであります、此數年唐沽から上流の河の中には沙土が沈澱して居るのですが、これは大工事であるから容易に浚へることが出来ないので、汽船は皆天津の紫竹林まで行くことが出来ないうで、唐沽の所で貨物を卸して小蒸汽船か或は汽車で貨物を天津へ轉送するのであります、夫れ故外國の商人共は唐沽に波止場を築きましたので、其後は唐沽の土地の景氣がすつかり變つてしまひました、支那の商人にも澤山彼地に倉庫を建てるものが出来、尙ほ又た大小の商店を開くものも出来て、忽に一個の繁華な市街と成つたのです、以前彼地の道路は良くなくて、雨の降る日などは泥濘んで歩き悪かつたのですが、今は道路も總て良く修繕が出来ました、近頃聴くに支那人が彼地に一軒大きな料理店を開いたさうで、部屋

も非常に廣く、座席も餘程綺麗で、支那料理も西洋料理も、どちらでも出來て、値段も高くないと云ふことですが、かういふ有様を見ると、汽車汽船の此二種の營業は、實に土地を繁華になさしむるものであるから、どうしても無くてならないものであります。其お話は勿論眞實であります、貴下も御存じの通り、世人は運と云ふことをよく云つて居りますが、土地にも地の運と云ふことがあります、往々にして斯の少しも名の知れて居ない様な人が、不意に運が向いて來ると富貴の身となる許りでなく名望までも得る様になります、土地も亦たその通りで、取るに足らなかつた様な土地も、不意に地運が發して來ると、數年經たぬ間に、一の有名な繁華の場所となります、これで見ると、人の運も地の運も全く同じ道理であるといふことが判ります。

〔註解〕 淤墊 (yü tien) 溜る。沈澱する。河底に沙土の溜るを云ふ。

挑挖 (tiao' wa) 掘り浚へる。

居然 (chi' jün) 忽ち。第十一章の註解を見よ。

客座 (ke' tso) 客人の座席。

固然 (ku' jün) 勿論。固より。

講 (chiang) 論ずる。云つて居る。

提不起來 (ti' pu' ch' i' lai) 取るに足らぬ。話にもならぬ。

第七十三章

以前私はお國の北京城内に、既に詔勅によつて大學校を設立したと云ふことを聴きました、其後存じませんが、もう管學大臣は任命になつたのでせうか。近頃或友人の話を聴くと、私共の國の朝廷から既に一人の中堂に勅命して、學務を管理させることになつたさうです。其大學校の事務を管理する大臣は、勿論事務が繁忙で、責任が重大であることは云ふまでもないのであります、又た其大學校の總長も實際容易に人選が出來ないで、せう、若し只だ本國の學問が深遠該博で、故實に精通して居る許りでは、まだ恐らくは其任に勝へることが出來ないで、是非品行學問共に優れて居なければならぬ上に、西洋の學問にも明るく、尙平素名望があつて、衆人が皆敬服して居る様な人でなければならぬ、さう云ふ人で始めて

其總長の任に當ることが出来るのであります、そんな人物をさう急に選ぶことは困難でありませう。貴下の云はれる其お話は、誠に御尤です、急にどうして完全な人物を選んで其任に充てることが出来ませう、其友人も其事は云つて居りました、彼の云ふには其管學大臣が一人の外國駐劄の公使を推選したさうで、其公使は侍郎だといふことです、友人の話には其侍郎は文學が最も優れて居つて、其上西洋の學問に精通して居て、各國の交際上の事情に於ては最も慣れて居て、時事に明るく、人物が餘程方正で、平素非常に名望のある人ださうです、さういふ人でありますから朝廷に願つて、特別に其侍郎に命じて大學校の總長の任に當らせることになつたのださうです、聽くに朝廷では既に御裁可になつたさうですが、困ることには其侍郎は今まだ外國に居て、急に歸國することが出来ないのです、それかと云つて總長の椅子は空けて置くことが出来ないから、其管學大臣は自分で朝廷に願つて、取り敢へず其總長の事務をも兼任することにしたのださうです。そんな賢明な人物があつて、大學校の總長の任に當つたならば、將來は人物がどん／＼出來て、數へ盡せない程になるでせう、誠に歡び賀すべきことであります。

〔註解〕 奉旨 (Feng' chih) 詔勅を奉じて。

管學大臣 (Jwan' hsiieh' tai' chen) 光緒二十七年朝廷京師大學堂を設立せ

し當時管學大臣なるものを置き其事務を管理せしめたりしが、同三十一年に至り學部我邦の文部省に同じの新設と共に、管學大臣は廢せられ、更に尙書大臣侍郎次官等の官を置くことゝなれり。

中堂 (chung' tang) 大學士の俗稱。

總教習 (tsung' chiao' hsi) 總長。

選派 (hsiuai' pai) 選み命ずる。

掌故 (chang' ku) 故實古典を掌る。

保舉 (puo' chu) 推選する。第三十章の註解を見よ。

侍郎 (shih' tang) 各部我邦の各省に同じの次官。

懸曠無人 (hsiuai' kuang' ren' ren) 位置が空いて居て人が無い。曠はむ

なしの意。

第七十四章

二一〇

昨日入港したあの汽船は、貨物はあまり多い方ではなかつたが、乗客が餘程多かつたさうですが、さうでありましたか。 そんな事はありません、反對に昨日着いた船には、貨物が非常に多うございまして、乗客の方は少なくて僅か三十人餘りでありました、あちらの波止場に積んである貨物の多いことを御覽なさい。 あの貨物は随分多うございまして、實際山の様に、積んでありますねえ。 あれでまだ僅に剩餘の半分丈です、他の半分の貨物は皆倉庫へ持ち込んだのですから、どうでせう、あれで貨物がまだ少いでせうか。 一體どんな貨物ですか。 品數は多うございまして、阿片、藥種、葉茶、金巾、紙類、昆布、材木、マツチ、洋釘尙ほ其外に製造品各種の器械杯があります、二日半續けて荷卸をしてやつと濟んだのですから、あの貨物の數量がどの位あるか、想像せられます。 あの積んで來た貨物は實際少くないのに、何故あの船で來た貨物が少かつたと云つて居るのでせう。 今判りました、其噂も原因があります、昨日一艘出帆した汽船がありました、それには只だ僅に羊毛、麥

程真田、棉花、其外果物杯が載せてあつた許りで、貨物は實に少かつたのですが、乗客は併し餘程多うございました、一等二等三等の各船室とも乗客が、一つばいに詰めて居りました、まだ甚しいのは切符を買つても、船に乗り込むのが後れた爲め、全く場所がなくなつて、夫れで暫く皆の者が無暗に擾いで居つた様な始末でしたが、其船が出帆する時に丁度あの船が入港して來たので、それが全く同時であつたものだから、そこで其話が間違つて傳はつたので、反對に入港したあの船が貨物が少くて、乗客が多いといふことになつたのでせう、けれども其實は出帆した其船が乗客が多くて貨物が少かつたのです、どうでせう私の推察が當つて居ないでせうか。 左様、貴下の御推察が合つて居るだらうと思ひます。

〔註解〕 落棧 (Luo' chan) 倉庫に入れる。第三十一章の註解を見よ。

傳説 (ch'uan' shuo) 云ひ傳へる。噂する。

傳言 (ch'uan' yan) 噂。世間の話。

羊絨 (yang' jing) 羊毛。第三十六章の註解を見よ。

鮮菓子 (hsien' kuo' tzu) 果物。干したる果物は乾菓子と云ひ、生なるは

鮮菓子と云ふ。

客船 (Kei'stong) 船の客室。官船とも云ふ。

瞎吵嚷 (Xiao'chaoyang) 無暗に擾ぐ。瞎は無茶無暗などの意。

第七十五章

私はお國の熱河の地方に金鑛があつて、數年前に北洋大臣も官吏に命じて、商人から株を募つて鑛山を採掘させたとか云ふ話を聴きましたが、其後存じませんが、此頃は如何になつて居るのですか。さうです、其話はもう六七年も前のことです、北洋大臣が一人の委員に命じて、熱河の平泉州、建昌縣、朝陽縣、赤峯縣と云ふ四ヶ處の金鑛を採掘させることゝなつて、矢張り商人から株を募つて、金鑛局といふのを設立しましたが、初めて採掘した當時には、岩石が固くて金も餘り多くない處もあり、又費用が掛り過ぎて餘り勘定に合はない處もあつたりしまして、皆急には成功を見ることが出来なかつたのです、夫れから四五年経つて漸やく少しづつ、利益がある様になつたので、其後は税則を適用することに定めたのです、此四ヶ處が税則

に當嵌められる様になつてから、其金鑛局は又た永平府に一ヶ處分局を設けて、永平府の金鑛を採掘することになりました、あの土地の鑛脈は細くて、土地の上面にあつて外に露れて居るし、又た別段甚しい水の心配もないから、工事が餘程輕便に出来るさうです、昨年、の末に話を聴くと、少し利益が得られるやうになつたといふことです、尙ほ聴きますと、其金鑛局は遷安縣地方に又た一ヶ處金鑛を發見したさうで、近頃金の出方が日に増し多くなつて來たさうです、彼等株主共は此數年間は一向に配當金を得ることが出来なかつたのであります、此頃人の話によると、其の金鑛局が株主を招いて、彼等に配當金を分配するといふことを約束し、今年の夏天津招商局の建平の事務所と、上海の寶源祥の店と、尙ほ香港の招商局と其の三ヶ處で、配當金を分配することに定めたのださうです、さう聴くと、鑛山の事業は此頃どうしても少し景氣が付いて來たと云つていゝのであります。さうです、所で熱河地方で鑛山採掘に用ひて居るのは西洋の方法でせうか、又た自國の方法でせうか。自國の方法を用ひて居るといふ話です。何故西洋の方法で採掘しないのでせうか。それは御承知でせうが、西洋の方法は良いことは良いが、費用が

非常に掛るのです、夫れ故若し金の出方が盛さかんでなかつたならば、損失が一層甚しい
ではありませんか。其お話も尤なことでありませう。

〔註解〕熱河 (jei ho) 直隸省の承德府。

招商集股 (chao shuang chi hui) 第三十一章の註解を見よ。

委派 (wei pai) 委ね命ずる。

平泉州 (ping chuan chow) 建昌縣 (chien chien hsien) 朝陽縣 (ch'iao yang)

赤峯縣 (chi ho) 一州三縣共に承德府の管轄なり。

升科 (sheng ko) 税則に當嵌める。制定の税則を適用して税金を徴收
するなり。升は入れる、科は科則即ち税則。

永平府 (yung ping fu) 直隸省の一府。北京の東方山海關の西方にあ

る。

砂綫 (sha hsien) 鑛脈。

遷安縣 (chien an hsien) 直隸省永平府の管轄。

股商 (ku shang) 株主。第三十一章の註解を見よ。

股利 (ku li) 株の利益配當金。

股友 (ku yu) 株主。股商に同じ。

招商局 (chao shang ku) 第二十五章の註解を見よ。

帳房兒 (chang fang er) 事務所。帳場。

土法 (tu fa) 従來其土地にて用ひたる方法。

賠累 (pei lei) 損毫。

第七十六章

話に聴きますと、今年南方の或地方では強盜が非常に多くて、先頃などは二晩續け
て十四五軒の家で強盜に這入られて、強奪せられた金かねが餘程澤山であつたさうで
す、其上話によると、夜間警戒の兵士が出て来て、彼等を捕縛しやうとしたのに、衆寡
敵せずして、却つて賊の爲めに一人の兵士は無理に引張られて行つて、七八里も行
つた處で漸やく許して歸したと云ふことではありますが、何故あの地方は強盜がそ
んなに多いのでせうか。あの地方に強盜が多いと云ふには、二つの原因がある

のです、一つの原因と云ふのは、遊人あそびじんや無頼漢なつらやが非常に多いので、其者共は別段定まった職業を持つて居ないのに、毎日矢張り飯も食ひ着物も着なければならぬのであるが、どうしてそんな金を持つて居ませう、貧乏の果はたが最初はこそ盗賊どろぼうになつて、夜中に人の家うちに這入つて壁に穴を明けたり牆を跳とび越こえたりして、少し許りの衣類や髪飾かみざり杯はこまかしい品物を偷ぬすんで、幾何かの金に賣つて徒らに費つて居るのでありますが、そんなことを働いて居る内だんうちと大膽になつて、そこで八人とか十人とか大勢が一緒に相談して、夜半に金持の家へ這入つて強奪をする様になり、終には強盗と成つてしまふのであります、尙ほ一つの原因と云ふのは、あの地方は賭博の風習が非常に盛んで、金持も賭博を好み、貧乏人も賭博を好む風があります、斯の賭博と云ふものは、元來贏つ時は少くて、輸ける時が多いのでありますから、だんうち輸け続けると、斯の金持は貧乏人となり、貧乏人は盗賊どろぼうと變るのであります、夫れ故地方官が其地を治めるには、第一先づ賭博を禁せねばなりません、只だ此賭博の風習を禁じて絶つことが出来たならば、自然と盗賊も減じて來るのであります、夫故古人も云つて居るのに、盗源を清めんと欲すれば、宜しく先づ賭を

禁ずべし、と云ふことがあります、其言葉は最も眞理のことであり、貴下のお話は全く其の通りです、私が想ふに賭博と云ふ事は是非嚴重に禁止しなければならぬことで、假令人民が賭博に輸け極つた果が、流浪して盜賊の仲間とならなかつたとしても、妻を賣り子を賣る位のこととは免れないことでもあります、これは道德や教育上に於て、亦大いに關係のある事と思ひます。

〔註解〕 被劫(pei'chieh') 切おひかざる。強奪おひせらる。

搶(chiang') 強奪おひす。脅おひかす。打搶おひも同意なり。

財帛(ts'ai'po') 財貨。金錢。

查夜的兵(che'ye' t' ping') 夜間警戒の兵。

寡不敵衆(ku'pu' t' chung') 寡は衆に敵せず。多勢に無勢。

游手無賴(yu' shou' wu' lai') 遊人あそびじん、無頼漢なつらや。

營生(ying' sheng') 營業。職業。

小毛賊(siao' mao' tsei') こそ盗賊どろぼう。竊盜。

首飾(shou' shih') 婦人の頭髮の飾品。

滿打着 (mani' ta' cho) 第三十八章の註解を見よ。

流爲盜匪 (liu' wei' tao' jee) 流浪して盜賊匪徒と爲る。

典妻鬻子 (tien' ch'i' yü' tze) 妻を質入し、子女を鬻ぐ。妻子の身を賣りて金を得る。

第七十七章

貴下が強盜の話をなさいましたから、私も又た或る事をお談いたしましたませう、昨年或る友人が南方から歸つて來ましたが、彼の話に、或る所に渡船があつて、或日の暮方澤山の客が其渡船に乗つて、もう船を出さうとする時に、不意に七八人の者が來て、皆渡船に乗り込んだのです、其渡守は今來た其七八人の者を見たが、餘り見慣れない人達であつたから、あなた方は皆何をして居られるのですか、何處へおいでになるのですかなど、種々其人達に尋ねた所が、其内の二人が云ふには、お前さんはどうして私達を忘れてしまつたのですか、昨年私達二人は此處へ來て商買をして居て、度々お前さんの此渡船に乗つて、一緒に冗談を云つたり笑つたりして居たぢや

ないか、お互に幾つと五六ヶ月遇はなかつた許りで、お前さんは皆んな忘れてしまつたのですかと云つて、又た其渡船に乗つて居た一人の御者の資五と云ふ男を指して云ふには、あの資親方は私達も平常から知つて居る仲だと云つたので、其資五と云ふ男も一言さうだ私達も知つて居るのだと云つたものだから、渡守もさう聽いて見ると、以前に知つて居つた様にもあつたから、そこで宥して下さい、私の目がわるかつたと云つて、其儘渡船を出したので、所が河の真中へ來た時分に、其七八人の者は鐵砲を取り出して、船に乗つて居る大勢の者に向つて、お前共は誰でも手向すると直ぐに鐵砲で打ち殺すぞと云つたものだから、船に居た人達は怕くてたまらないので、皆んな何んとも口出しをしなかつたのです、すると其の七八人の者は渡守を脅して、無理に船を快く岸に着けろと吩咐け、其内に又た岸の上から五六人の者が出て來て、これも渡船に乗り込んで、一緒に手傳つて船にあつた大勢の者の荷物を皆強奪して往つてしまつたさうです、其の渡船に居た馬方の資五は、其場の様子が悪くなつて自分にも連累が掛るかもしれないぬと心配して、これも急いで岸へ上つて逃げてしまつたさうです、考へて御覽なさい、彼等強賊共はどんな扮装を

して来るか判らないのですから、どうして彼等を防ぐことが出来ませうか、實際出来ぬ譯であります。

〔註解〕 擺渡 (pa² tu²) 渡。擺渡船は渡船、擺擺渡的は渡守。

不大對眼 (pa² te² tui² gen²) 餘り見慣れぬ。

盤問 (pa² an² wen²) ねほりはほり問ふ。

把師 (pa² shi²) 親方。御者杯に用ゆる稱呼。

眼拙 (gen² cho²) 眼が鈍い。

立逼着 (ti² pi² cho²) 逼つて。脅しつけて。

靠岸 (kai² an²) 岸に着ける。

第七十八章

數日前に裕和廣棧が隆興材木商を訴へたのに、家屋の建築請負に、原引いた家の圖面と違つて居る所があり、又其外手を抜いたり、材木を減つたりしたこともあると云ふことでしたが、あの事件はどんなに處置が着いたのでせうか。さうです、あ

の事件は私が二三日前縣の役所の係の役人から聴いたには、早や二回審問を開いたさうですが、急にはまだ落着しないだらうと云ふことでした。あの事件の内には一體どんな間違があつたのですか。第一回の審問の時に、隆興材木商の買と云ふ番頭を喚び出して、知縣が彼に何故家屋の建築を請負ふて、原結んだ契約や原引いた圖面の通りに建てないのかと尋ねた所が、彼の申立には、此工事は元來彼と裕和棧とが契約を結んだのではないので、それは彼の從兄の朱玉恒と云ふ者が此工事を請負ふたので、契約書も彼の從兄が自分の名を出して結んだものであつて、彼の從兄は大順徳材木商の番頭であるから、其圖面も大順徳材木商が引いたのであるが、彼の從兄の朱玉恒が此工事を請負ふた後に、急に肝要な用事が出来て、福建へ行くことになつたから、そこで此工事を彼に譲つてやらせることになつて、朱玉恒が彼に一枚の圖面を渡して、彼に其圖面の通りに建てよと云ふことであつたので、其朱玉恒と裕和棧とが、初めにどんなに契約を結んだのか、原引いた圖面がこれであつたかどうか、彼は一切知らないのであると云つたさうで、知縣は買番頭に次回の審問の時には、其圖面を差出すやうに命じたさうです、夫れから第二回の

審問の時に、賈番頭は家の圖面を差出したので、裕和棧の番頭をも喚び出して、彼に其圖面が原引いたものであるかどうかと云ふことを見させた所が、彼は之は原引いた其圖面ではない、此圖面は原引いた圖面と少し違つて居ると云つたものだから、そこで又た大順徳材木商の手代の王鳳岐と云ふ者を喚び出して、彼に其事を尋ねた所が、王鳳岐の申立には、裕和棧の此工事は彼共の店の番頭の朱玉恒の手でやつたことであるから、總て契約を結んだことや、圖面を引いた事や、又た隆興材木商へ其建築を轉請負させた事等は、一切彼は知らないのです、それに今彼共の店にはそんな契約書や圖面は取つてないと云つたさうです、尙ほ彼が云ふには、朱玉恒はもう二個月経つと歸つて來ますから、何卒御恩典によつて二個月丈期限を展して戴きたい、朱玉恒が歸つて來ると、無論事が判然いたしますからと云つたものですから、そこで知縣は先づ賈番頭に保證人を立てさせ、次回の召喚を待つ様に命じたさうです、夫れ故目下工事も中止されて、其事件も今の處其儘になつて居るので、朱玉恒が歸つて來た上でなくては、審問が出来ないのださうです。

〔註解〕 廣棧 (k'uang' ch'uan) 廣東雜貨を賣る商店。

包蓋 (pao' kai) 建築を請負ふ。包は請負ふ。

房子圖樣 (fang' t'ui' t'ang) 家の圖面。

偷工減料 (t'ou' kang' ch'ien' liao) 手間を省き、材木を減づる。

科房 (k'o' fang) 役所の各分課。第三十二章の註解を見よ。

過堂 (kuo' tang) 審問を開く。

立合同 (li' ho' tung) 契約を結ぶ。合同は契約或は契約書。

下堂 (hsia' tang) 次回の審問。堂は過堂の意。

呈案 (ch'eng' an) 官に差出す。

展限 (ch'an' h'ien) 期限を展ばす。

水落石出 (shui' lo' shih' ch'u) 事理が判然する。

懸着 (hsien' cho) 其儘になつて居る。

第七十九章

二個月程以前に私共が聽きましたのに、天津の河口の沙土が溜つて居る所を掘り

浚へるさうで、北洋大臣が既に其事を奏上したと云ふ話でしたが、其後は存じませんが、何か話はありませんか。さうです私もそんな噂を聴きました、或人の話には、戸部工部の兩部で既に詮議して覆奏した結果、御裁可を得たさうです、併し元來見積つた河浚の費用は、どうしても二十五萬圓なければならぬさうですが、今度戸部から十萬圓を支出して、剩餘の其十五萬圓の銀子は、外から工面をするのさうです、噂には河口を通行する商船から、釐金を取り立てることにして、貨物の價格一百兩毎に釐金税として銀二兩宛を取り立てる計畫で、今年の外國曆の八月一日から開始するといふことです、尙ほ又各國の中から、一人の稅務に精通して居る人を頼んで、其徵稅の事務を監督して貰らうことに定めて、支那商人の貨物の方は、別に委員に命じて専ら徵稅の事務を管理させるといふことです、噂に聴いたのは、こんな風に定つたと云ふことです。それで其貨物の釐金税を徵收するのは、年限が定つて居るのでせうが。話では定つて居るやうです、十二個年と限つて、其期限が來た時には直ぐと停止るといふことです。どうでせうねえ、其話は眞實でせうか。其話が眞實かどうかは、私も確に云ふことは出來ませんが、兎に角く其

話の源はなければならぬでせう、さうでなくては理由もないのにそんな噂があらう筈がないだらうと想ひます。是非其話が眞實であるやうに望むのです、何故と云ふと、あの河底に沙土が溜つてからは、各國の汽船が貨物を卸すのに不便な許りでなく、旅客が船の乗り降りにも、餘計に手間を費したり、金錢を損したり、種々な不利益があるからです、それで若し一度好く浚へてしまつたならば、其後は汽船が直つと紫竹林の波止場まで行くことが出來て、實に氣持がよくなります。

〔註解〕 淤墊 (gil' tien') 第七十二章の註解を見よ。

挑挖 (t'iao' wa') 第七十二章の註解を見よ。

戶工兩部 (hu' kung' liang' pu') 戶部は現今は度支部と改稱し、我邦の大

藏省に同じ。工部は現今は農工商部と改稱し、我邦の農商務省に

同じ。

撥給 (po' chi') 支拂ふ。支給する。

抽捐 (ch'ou' chuan') 貨物の釐金税を取る。抽は徵收する。捐は貨物の

通行税。

抽收 (ch'ou shou) 徴收する。

横堅 (heng shu) つまり。どのみち。

第八十章

聴くに貴下の方の局では、もう直ぐ昇進の推薦があるさうです。さうです、今年には私共の各電報局の昇進奏請の順番になつたのです。あれは總理衙門から獎叙を奏請するのですか。さうでありませんが、從來の例は北洋大臣がするこゝとになつて居ります。今度獎叙を奏請するのは、一體何處々々の電報局ですか。それは北京、天津、上海、それからまだ保定府、山西の太原府、陝西の西安府、甘肅の蘭州、これ等の地方の各電報局であります。規定によると幾年に一度推薦するので、元來御裁可を経て定めた規則では、三年毎に一度推薦することになつて居ります。今年獎叙を奏請する上申書は、大概何月頃呈出せられるのでありますか。どうしても三月の中でせう。私が想ふに、今度の昇進の推薦には、貴下は是非優等の御獎叙があるでせう。私にどんな功勞があつて優等の推薦が得

られませうか、そんなことはありません。前回戦争で忙がしかつた時には、所有軍隊の派遣糧食の要求、一切の電報での上諭上奏など、皆電信の往復で用が達せられたので、其當時各電報局の方々が晝夜勉強せられて、電報が來れば一時一刻も暇取らぬ様になされたのは、之れは諸君の功勞ではありませんか。平常職務上で失態なく勤めたからつて、それは私共の責任として爲す可きことであるに過ぎないので、併し此獎叙奏請の規則がある以上は、上官が私共の些細な功勞をも見逃さず、規定によつて獎叙の推薦をして呉れなければならんでせうが、私などは局中では只一個の電報生位のもので、私よりも位置の高い年功の深い方が澤山ありますから、中々私などは話にならないのです、私などは只だ皆の人に附いて、僅な獎叙が得られる許りでせう。其お話は餘り御謙遜に過ぎますが、貴下は前回一度御昇進なされたのでありませんか。さうです、前に一度昇進いたしました。前回御昇進になつたのは、何のお役でしたか。前には候選巡檢に昇進したので、それでは此度は是非知縣に御昇進なさるでせう。それがどうして出來ませう、今度もし上つたらば、候選縣丞に昇進すればそれが非常に好いのです。其推薦

せられる人数には制限がありますか。制限があります、規定に依ると都合二十四人丈け推薦せられる筈です、其中で特別功勞の者が九人、尋常功勞の者が十五人推薦せられるのです。さうですか、私共は吏部からの文書が来るのを待つて、お歡を申しに上りませう。有難うございます、どうぞさうなりたいものです。

〔註解〕開保 (kai' pao') 昇進の推薦が始まる。保は長官より保證し推薦せらるゝを云ふ。

請獎 (ching' ching') 獎叙を奏請する。官吏の昇進を奏請する。

總理衙門 (tsung' li' yü' men') 第七十章の註解を見よ。

向例 (hsiang' li') 從來の規定。

北洋大臣 (pei' yang' tai' chen') 北洋通商大臣。直隸總督之れを兼ね、詳細は第四十八章を見よ。

屆 (chieh') 至る。每屆三年は三年に至る毎に。

保舉 (pao' chü') 昇進の際長官より保證推薦せらるゝを云ふ。開保の註解を見よ。

摺子 (che' tzu) 文書。第二十六章の註解を見よ。

出奏 (ch'u' tsou) 陛下のお手許に差出す。奏上する。

從優保獎 (ts'ung' yü' pao' ch'ang') 優等の部に入れて推薦する。

倥傯 (kung' ts'ang') 急迫。多忙。

調兵請餉 (iao' ping', ching' ts'ung') 軍隊を動かし、兵糧を請ふ。

分所當爲 (fen' so' tang' wei') 職分として爲すべきこと。

上憲 (shang' hsien') 上官。上司に同じ。

資格 (zhi' ko') 在職の年限。

提到我 (ti' tao' wo') 我までに及ぶ。

候選 (hou' hsien') 第八章の註解を見よ。

巡檢 (hsin' chien') 知縣の副官。三等知縣とも稱す、從九品なり。

知縣 (chih' hsien') 一縣の長官。外省の知縣は正七品なり。

縣丞 (hsien' ch'eng') 知縣の副官。二等知縣とも稱す、正八品なり。

第八十一章

貴下今度は吉林からお歸りになりましたか。私は今度は奉天からかへりました。貴下は今年の春吉林へお出になつたのではありませんか。さうです、今年の春吉林の方面へ公用で一度往つたのですが、往つてから間もなく以前の通り奉天へ歸つたのです。話に聴くと、吉林の三岔口地方の開拓募集の事件は、此頃又た新規則に改正されたさうですが、そんな事が有りましたか御存じですか。其事はあつたのです、私が往つた時が丁度新規則を議定したばかりの時でした。大體どんなに規則が定まつたのですか。此事は私が始からお談しなければなりません、最初開拓募集の時に、一ヶ處の總局と一ヶ處の分局とを設けて、其開拓募集の事業を管理させたのでありますが、近年開拓の出來た土地から、毎年徴收する地稅では、一向その二ヶ處の局の經費丈けに足りないのです、しかし此頃三種の有望な收入のあることを調べ出したのです、第一種はあの地の出產物は穀物が重要なのであるに、此數年來常に商人が私に穀物を仕入れて、國境外に持ち出して賣捌

いて居つて、之れを禁止する方法が無かつたのでありますが、今度新定の規則では、升稅を徴收して、商人に米を仕入れて國境外へ持ち出すことを許すことにしたので、第二種の有望な收入と云ふのは、あの地方は産出の穀物が非常に多いのであるから、常に商人が私かに米を以て酒を醸造するものがあつて、之は政府でも禁止しきれないことであつたのですが、今度新定の規則では、若し釀酒所を開いて酒を醸造したいと云ふものがあらば、届け出て免許状を受ければ、釀酒所を開くことを許し、毎年税金を納めさせることにしたので、第三種の有望な收入と云ふのは、從來あの地方に産出する各種の貨物には、一向釐金を取らなかつたのでありますが、今度新定の規則では、各種の雜貨には、總て皆稅を取ることにするのです、之れが改正された新規則の大略の情形です。此三種の收入が若し創められたならば、開拓募集の事も、大分出來易くなるでせう。私の見る所では、其三種の收入を創めることは別段困難なことはないでせうが、唯だ土地を開拓するに就いて募集して來た者等は、皆外地から來た流浪の人民であるから、善人もあれば悪人もあるし、尙其上にあの邊では、近來鐵道が敷設せられて居るから、あの地の地方官が土地を巡

査つて人民を取締るには、どうしても非常に苦心を要することでありませう。

〔註解〕 仍舊 (yeng' ching) 舊の通り。

招墾 (chao' ken) 開拓者を募集する。

起頭兒 (chi' t'ou' er) 最初。

地租子 (ti' tsu' tzu) 地稅。地租。

可與的利 (ki' y' tsing' ti' li) 興すべき有利の仕事。

斗稅 (tau' shui) 升稅。

燒鍋 (shao' kao) 燒酒釀造所。

領票 (ling' piao) 免許證。

票課 (piao' ko) 免許證を受くるに要する税金。

又搭著 (yu' tai' cho) 尙其上に。しかのみならず加之。

彈壓 (tan' yau) 取締る。警戒する。

煞費苦心 (shat' fei' kin' hsin) 非常に苦心を要す。煞は甚しくの意。

第八十二章

貴下は上海に幾年許りお居でになりましたか。私は常に往つたり來たりして居りますが、大方五六年位になりませう。貴下は上海の土地をどう想はれますか。あの上海は元來一個の商業の中心點であつて、内外の商人が非常に多く、土地は繁華雜鬧を極はめ、各國の商船はあの地に寄り集まり、商店は軒を並べ、商業の繁盛は此上もなく、尙其上に内地の人民が四方から來て雜居し、人烟頗稠密といふ有様でありますから、其中には善い事も無論少くはないが、併し惡い事も亦非常に多いのです、以前に定めてあつた規則は、皆餘程具合良く出來て居つて、各旅店には皆宿帳があつて、總て客が旅店に這入つて來ると、旅店の者は客の來歴を良く問ひ糺し、長く滞在するか、僅かの間滞在するかといふ様な事を、毎日皆宿帳に記入するし、夜中燈を滅すにも一定の時刻がある位にしてあつて、元來定めた規則は良かったのであるが、どうも日數が經つにつれて、人々が皆怠つて來る様になり、其の中でも最も困難な事は、外地から來た流浪の人民が非常に多いから、善人も惡人もある

譯で、其中の破落戸仲間が、或は賭場を設けて人民を誘ふて賭博をさせたり、或は策略を設けて人を騙したり、人の金錢を偽り取つたり、或は人を教唆して訴訟を起させたり、さもなければ人を集めて大勢で喧嘩を起したり、尙ほ其上不正な無法な、私共の知らない様な種々の悪事が行はれて居て、約めて言へば所有悪事は働かないものがないと云ふ有様であります、今度新に任命になつた上海縣の知縣は、非常に嚴重で、力を極はめて其土地を整頓させやうとして、一方には告示を出して、夫等一切の悪事を禁止し、一方には役人に命じて、斯の本分を守らない破落戸共を捕縛させることにして居りますが、地方官がこう云ふやうに嚴重に整頓させることが出来たならば、彼等本分を守らない人民共も、少しは跡を斂めて、勝手に跋扈することが出来なくなるでせう。

〔註解〕總滙 (tsung³ hui³) 集合する。滙は集る。

鱗集 (lin² chi²) 多く集まる。

五方雜處 (wu² fang² tsai² ch'ü²) 諸方の人民が雜り住む。

循環號簿 (hsün² huan² hao² pu²) 順次に宿泊の旅客を控へ置く帳簿。

懈怠 (hsieh¹ tai¹) 怠る。懶ける。

賭局 (t'ü² chü²) 賭博を行ふ所。賭場。

設局 (shé¹ chü²) 方法を設く。

撞騙 (ch'uang¹ pien²) 騙す。詐偽。

訛賴 (ch'ü² lai²) 偽はる。騙す。

挑唆 (t'iao² so²) 教唆する。

邀人 (yao¹ jen²) 人を誘ふ。邀は招く呼ぶの意。

打群架 (t'ü² chin² chia²) 多人數にて喧嘩をなす。

暗昧難明 (an¹ mei¹ nan² ming²) 暗黒で知れ難い。

斂跡 (lien¹ chi²) 跡を斂める。一時藏れる。

横行 (heng² hsing²) 跋扈する。

第八十三章

人は賭博を好むやうになると、其弊害は大なるものであります、假令原來が善良な

人間であつても、賭博をして敗け盡してしまふと、心掛けまでが悪く變つてしまひます、私の或る親戚が地方で役を勤めて居て、昨年歸つて來ましたが、其者が私に談しましたのに、彼の或友人が候補知縣で、省城に居つて補缺のあるのを候つて居るのですか、其省城は私の其親戚の任地から百里餘り距つて居るのです、彼の其の友人の家に一人の召使の男があつて、至つて惻口で、また餘程柔順しい性質で、元來少しの缺點もない、非常に確實な男であつたのが、忽然人に誘はれて賭博をするやうになりましたが、どうしても勝つ時が少くて敗ける時が多いので、初の中は自分の衣服を質入したり、賣つたりして居りましたが、それも總て敗けてしまつたので、さうなるとどうしても常に主人の金錢や品物杯を盗むやうになりました、とうとう主人に見付けられて、直ぐ出されてしまつたのです、所が豈計らんや其男は貧乏の揚句に、無暗と亂暴な事を働くやうになつたのです、其男は前の主人が私の親戚の親友であることを知つて居たものだから、彼の主人が私の親戚に遣る手紙を偽造して、其手紙に今私は少し差迫つての金の入用があるから、一百兩貸して貰らいたいと云ふことを書いて、其男が自分で其手紙を持つて、私の親戚の居る任地へ行つ

たのです、私の親戚は其男が既に出されたことをまだ知らないものですから、其手紙を開けて見た所が、一百兩銀子が借り度いといふことであつたので、心の内で思ふには、あの友人は平素裕福であるのに、どうして又た急に自分に向つて銀子を借りるのであらうか、それとも何か肝要の用途があるのかも知れないと、心の内では半信半疑であつたから、それで其召使の男に、お前は先に歸つてお前の家の旦那に私が明日人を遣つて其銀子をお届けするからと云つてくれと、云つたものですが、其召使も仕方なく、一寸挨拶をして歸つて行つたのです、其男の歸つた後で、私の親戚がどうも疑はしい、或は此事は偽かも知れないと思ふたものだから、そこで一通手紙を書いて、そんな事があるかと問ひ合せて見たのです、所が其友人から返事が來たのに、それにはあの召使は賭博をしたり、物を盗んだりするから、もう既に出してしまつたのだ、私は決して手紙を書いて銀子を借りたりしたことはない、其手紙はあの男が偽造したものだ、私の方では今官に届けて、彼を捕へて處罰して貰らう積りであると書いてあつたので、私の親戚はそれで初めてあの召使が詐偽を働らかうと思つたのであることを知つたのです、幸に注意が深かつた爲めに、あの男

に騙されなかつたのです、かう云ふ事を見ても、斯の賭博の弊害は實に大なるものであることが判ります。

〔註解〕 輸急 (shu' chu') 敗け切る。敗け盡す。

心術 (hsin' shu') 心掛。心柄。

妥靠 (t'o' k'uo') 確實な。

勾引 (kou' yin') 誘ふ。引ひ込む。

當賣押 (tang' mai' yat') 質屋へ入れたり、賣つたり、抵當に入れて金を借りたり。當は當舖に質入するを云ひ、押は押舖に質入するを云ふ。當舖は官の免許を得て開きたる質屋にして、資本金多く、利息は一定せられ、期限は通常三ヶ年となす。押舖は普通免許なき小資本の質屋にして、利息も高く、期限も短く、通常三ヶ月乃至六ヶ月間位なり。

捏造 (nich' tso') 捏ね造る。偽造する。

掛問 (chien' wen') 問ひ合す。掛は言ふはかるの意。

撞 (chung') 僞る。撞騙は騙す詐僞。

第八十四章

貴下方の工場では誰と訴訟を起したのですか。あれは或る廣東荷船會社が私共の所を訴へたのです。何故訴へたのですか。それは私共の工場に二艘の舊船があつて、柳樹灣の船渠に入れてあつたのですが、數日前に私共の所の李番頭が、その二艘の船を廣東荷船會社に賣渡したのです、併し先づ一艘丈の船代を受取つたのです、それで二三日前其會社で一人の船大工の工頭を雇ふて、二人許り大工を連れて、先づ一艘の船を毀はさせてたのですが、尙ほもう一艘の船をも毀はさせやうとしたものですから、私共の所の李番頭が聽いて腹を立て、暮方人を連れて行つて、其一艘の船を外ほかの船渠へ持つて行つてしまつたのです、翌日になつて其工頭が人を連れて船渠へ行つて、其一艘の船を毀はさうとして、見ると其の船がなくなつて居たものですから、直ぐと會社へ知らせたのです、所が會社の周先生がそれはお前が快やく行つて捜せ、もし見付からなければお前が賠償せなければならぬ

と云つたので、其工頭も其言葉を聽いて、周章て、各處を尋ね廻つて見て、後に私共の工場で持つて行つたのだといふことを聽き着けたのです、其工頭はあの會社がまだ私共の所に一艘の船代が借りになつて居ることを、一向知らないものですか、それで其工頭が私共の工場であの船を盗んで行つたとあの會社へ知らしたから、あの周先生がそれを聽いて非常に怒つて、直ぐ一枚の請願書を書いて、縣の役所へ行つて私共の所を訴へたのです、其訴には、私共の工場で既に賣つた船を又た盗んで持つて歸つたと云つたのです、知縣は委員に命じて審問させた所が、周先生と私共の所の李番頭とを喚び出して訊ねて見ると、双方共に理由を申立て、周先生は李番頭は既に賣渡した船を私かに盗んで歸つたりす可きでないといふし、李番頭は周先生は船代がまだ皆拂ひ切つてないのであるから、人を雇つて二艘の船を毀はしたりす可きでないといふので、委員はお前共二人は双方共間違つて居ると云つて、先づ周先生には、船代がまだ皆拂ひ切つてないので、お前は人を雇ふて船を毀はさすといふのは、仕方が餘り輕卒であるといふを免れないと云ひ、又た李番頭には、先方で船代を拂ひ切らないで船を毀はさうとするならば、お前は行つて明白

に先方に向つて銀子を要求す可きである、私かに其船を持つて歸つたりす可きでない、お前の仕方も亦餘り亂暴であるといふを免れない、今お前共二人は歸つて、一方は船代を快く拂つてしまふし、一方は船を快く渡してしまへ、さうすればお前共の爲めに此事件の落着を付けてやると云はれて、今日双方共に受け渡しをしてしまつて、明日二人で役所へ行つて、事件の落着を付けることに定まつたのです。この裁判は誠に公平であります、元來二人共に過失があるので、委員の云つた言葉は全く眞實です。

〔註解〕 船塢 (ch'uan' wu) 船渠。

工頭 (kung' tou) 頭領。

拆 (chai) 毀はす。拆毀と同意なり。

急 (chi) 苛る。周章る。腹を立てる。

弄 (nung) 爲す。取る。いちる。弄了去は持つて行く盗んで行くの意。

呈詞 (ch'eng' ts'ü) 請願書。

暗地 (ant'ei) 私に。暗中も同意なり。

付清 (fu'ching) すつかり拂ふ。第二十九章の註解を見よ。

冒失 (muo' shih) 不注意。輕卒。粗忽。

荒唐 (huang' tang) 亂暴。第二十七章の註解を見よ。

第八十五章

私は大凡十五六畝の島を植ゑて居りますが、どんなに用心しても、毎年どうしても餘程の瓜や野菜を盗まれるので、此損害は何時まで立つても免かれませんが、此の間も或る奴が私共の島から澤山の野菜を盗んで行つたから、私共のあの島の番人が其男の家へ尋ねて行つて問糺すと、其男は白狀しない許りでなく、まだ其上喧嘩を仕掛けて來るのです、私は番人に夫許りの野菜を盗まれた爲めに、喧嘩や擲合をするにも及ばぬ、これから良く注意すればそれでよろしいと云つたのですが、どうせう、あんな奴等は實に亂暴も甚しいではありませんか。それは亂暴でもまだ少しは良い方です、私が南方に居つて時分に、あの地に一ヶ處蘆の洲があつて、餘程

廣い場所で、一面に蘆が生えて居るのですが、十四五軒の地主が毎年税を納めて、其蘆を採つて賣つて居るので、所が不意に何所から來たのか判らないが、一組の匪徒が無理に其蘆を切つて奪取つて行つたのです、賊の組は人が多く地主の方は人が少く、衆寡敵せずして、彼等を怒らせる事を恐がつて、爲る儘にさせて置いたので、其後地主は大は苛立つて、皆が一緒に寄合つて相談をして、蘆洲の組合を作つて、五六ヶ條の規約を定めて、澤山洲の番人を募つて、聯名で地方官に願出て、地方官が許可してから、彼等は澤山武器を買入れ、晝夜見張をさせて置くことにして、若し斯の匪徒共が出て來て、蘆を切つて奪取つて行くやうなことがあらば、彼等は總掛りで夫等の匪徒と戦つて、若し其匪徒を捕へたならば、地方官の役所へ送つて行くと、地方官が匪徒を嚴重に處罰することになつたのです、どうでせう、其地主共は初は皆自分で銀子を出して其蘆洲を買つて、毎年其蘆を採るにも、また税金を納めなければならぬのに、其匪徒共は全くそんなことには管はず、勝手に他人の蘆を奪取つて行くのは、其地主共の營業に妨碍を與へる許りでなく、尙ほ國家の税金にも不足を與へる譯で、このやうな惡むべき人間は、天下にまたとありませんか。

〔註解〕 畝 (m²) 五尺平方を歩と云ひ、二百四十歩を畝と云ふ。我が一反は

一、八畝に當る。

瓜菜 (kwai' tsai') 瓜や野菜。島物。

傷耗 (shang' hao') 損害。損毫。

免不掉 (mien' p² tiao') 免かれぬ。除かれぬ。

講 (kiang') つとめる。講要打架は喧嘩をしやうとつとめる。

不犯 (pu' fan') するに及ばぬ。するに足らぬ。

柴洲 (chai' chow') 薪の採れる洲。柴は柴火即ち薪。

蘆葦 (lu' wei') 蘆。蘆と葦とは異名同物なり。

業戶 (yeh' hu') 地主。不動産の所有者。

蘆課 (lu' ko') 蘆の税金。

匪徒 (fei' tu') 悪徒。盜賊。

惹他們 (je' tai men') 彼等を激さす。彼等を怒らす。

洲團 (chow' tuan') 洲の組合。

團丁 (tuon' ting') 組合にて雇ひたる蘆洲の番人。

公稟 (kung' ping') 公に願出る。

割捨 (ko' shiang') 切つて奪取る。

第八十六章

私は貴下に或る事をお尋ねいたしたので、世間での話には吳淞口が貿易港となつたと聴きましたが、併し其話は確なのでございませうか。何んの不確實なものですか、其事はもう疾に確定つたのです、貴下は何うして今頃やつとお聴きになつたのですか。私は一月以前に聴いたのですが、一體近頃は虚言が餘程多いものですから、何か一寸位聴いたのでは信用が出来ません、是非友人共に尋ねて見た上で判つてから、始めて信用が出来ると譯であります。あの事は決して偽ではないのです、少し以前に私が上海に居りました時分に、既に居留地區劃に就いて商議中だといふ話を聴きました、或人の話には初に定めたあの居留地は、今は又擴張されたといふことで、其人が南は何處まで北は何處までだといひましたが、私は皆

はつきりと覚えませんが、何しろ元定めた場所より又餘程大きくなつた譯です、南洋大臣が北京から電報を受取つてから後、上海の道臺を省城へ呼び寄せて、一度商議をして、其後又た一人の江蘇省の候補道に命じて、通商工程局の總辦となし、海港市街道路橋梁など、一切の新經營の夫等の事業を管理せしめることなつたのです、尙ほ聴くと、一個月の後にはその測量や製圖の仕事が終るさうです、すつかり確定した上で、工事に着手するといふことです。私は想ふに、あの地が貿易場となつたならば、將來は商賣が必ず盛んになりませう。あそこは元來非常に良い港でありませうから、將來貿易がどうして日に月に増す／＼盛んにならないことがありませう。私に一人廣東の友人が、其者が上海で商店を開いて居るのです。此間私に手紙を寄こして、それに若し吳淞口が貿易場となつたならば、彼もまたあの地で一つ商賣を始めたいから、私に行つて彼を幫助けて仕事を爲て呉れるやうに頼みたいと云つて來たのですが、私の心はまだ迷つて居るのです、將來行つた方が良いでせうか、行かない方が良いでせうか。私に云はすれば、貴下は矢張りお出でになつた方が良いです、南方の事情は貴下はまたよく御存じであり、其上貴

下の今の運が又た丁度良い時であるから、貴下が五六年行つて居られたならば、金の出來ないことは決してありません。貴下も御存じの通り、私共が外地に居ると儲かるのも多けれど、使うのも亦多い譯だから、何程の金も残らないだらうと想ふのです。貴下はかうお考へにならば、いゝでせう、使うのも多けれど、結局どうしても儲けないのに較べると、良いではありませんか。

〔註解〕 吳淞口 (wú sūng k'ou) 江蘇省の揚子江の海口にあり、上海に入るの河口に當る。

謠言 (yao yen) 虚言。

租界 (su chieh) 居留地。第四章の註解を見よ。

横堅 (heng shih) 畢竟。何しろ。第七十九章の註解を見よ。

南洋大臣 (nan yang tai chen) 南洋通商大臣と云ひ、南洋通商の事務を總管する官なり、通商大臣に南洋北洋の兩大臣あり、南洋通商大臣は兩江總督之れを兼務す。北洋通商大臣に就きては第四十八章を見よ。

晋省 (Chin sheng) 省城に行く。晋は進に同じ。省は省城を云ふ、南洋大臣の駐劄せる江蘇省の省城江寧、即ち南京を指す。候補道 (hou pu tao) 候補道臺。道臺に就きては第四十九章の註解を見よ。

第八十七章

私は貴下に或る言葉をお尋ねいたします、あの交易といふ二字は貨物を以て貨物に換へるといふ意味ではありませんか。さうです、昔の時代にはそれは元來貨物に換へるといふ意味でありましたが、併し現今では屹度さういふ意味に説くと云ふ譯にゆきません、今では交易といふ其二字は皆貨物を以て錢に賣ると云ふ意味に説くのであります、平常あの商店の看板に書いてある公平交易といふ四字は、あれは只だ公平に取引をするといふ意味に説けばいいのです、若し是非あれは貨物を以て貨物に換へるといふ意味だと考へると、それは餘り舊式であるを免れないのであります。それは私はよく判りましたが、併しお國にまだ其貨物を以て

貨物に換へるやうな商賣をして居るものはありませんか。まだあります、けれども澤山ではありません、大概蒙古で支那の商人と蒙古人とが取引をするのは、一體に貨物を以て貨物に換へるのが多いのです、例令ば蒙古の喇嘛廟、烏里雅蘇臺、科布多、恰克圖杯の大きな地方では、總て私共の國の山西省の商人が多く、葉茶雜貨杯を仕入れて、蒙古の夫等の土地へ行つて種々蒙古の産物と換へて、内地へ運んで来て賣るのです、また其外北京の土地に二ヶ處蒙古の商賣をする所があります、それは皆北京の人が店を開いて居るのです、一ヶ處は北京の安定門外の近い所に、一筋の街があつて澤山店があつて、皆蒙古人の使ふ品物を用意して居ります、毎年蒙古の王公が年班で北京に来る時、其手下の人等は澤山蒙古の貨物を持つて来て、其所へ泊つて、彼等の持つて来た産物を以て種々内地の品物に換へて、蒙古へ持つて歸るのです、其場所を外館と云ひます、尙ほ一ヶ處は哈達門内の東交民巷の中御河橋の河岸の西側に、一筋の街があつて、多くの店があります、それも矢張り蒙古の商賣を専門にして居るので、外館の模様と同じです、蒙古人が來るとその邊に泊つて居るものもあります、其場所を裏館といつて居ります、夏の間は何事もありませんが、

即ち冬になつて蒙古人が北京に來ると、彼等は當然商賣に忙がしくなるのです、云はゞ一年に半年丈けの商賣をするやうな譯です。さうですか、蒙古人が持つて來るやうなものは、一體どんな産物ですか。持つて來るのは、各種の毛皮、毛布、蒙古茸、牛酪尙ほ其外に斯の麋子、麇子、野鹿、野雞、野兔、黃羊子杯であります、これで見ると、かの蒙古の商賣をするものは、大仕掛の貿易といふことは出來ないけれど、併しこれこそまだ昔の時代の交易といふ其二字の本意を失はないのであります。

〔註解〕 招牌 (chuo² p'ui²) 看板。第十九章の註解を見よ。

泥古 (ni² ku²) 舊式。頑古。舊法に拘泥する。

口外 (k'ou² wai²) 蒙古。第五章の註解を見よ。

喇嘛廟 (la² ma² mio²) 多倫諾爾 (Dolon Nor) の俗稱。其地に一大喇嘛廟あり故に俗に斯く名づくるなり。直隸省の北方にありて蒙古との境界に近し。

烏里雅蘇臺 (Uliastai) 科布多 (Kobdo) 恰克圖 (Kiacliu) は共に蒙古の地名。恰克圖は一名買賣城と稱す、露西亞の境界に近し。

年班 (ni² en² pan²) 蒙古の王公が毎年冬期に於て、かはるゝ北京に出て參内するを云ふ。

外館 (wai² kuan²) 裏館 (li² kuan²) 蒙古人の宿泊する爲めに設けある

會館。一は北京の城外に、一は城内にあるを以て外館裏館と稱す。

口蘑 (k'ou² mo²) 蒙古産の茸。口外的。蘑菇の意。

麋麇 (chiang² p'ui²) 麋子は斑點ある小鹿、麇子は角なき鹿。

黃羊子 (huang² yang² tzu²) 羚羊の種類。

大枝 (ta² chi²) 大仕掛。

第八十八章

今年の春世間の噂では、お國の政府は民間の金を借入れて、戸部から債券を發行するといふことでしたが、あの事はもはや確定したのでせうか。あの事はもう定まりました。戸部からどの位債券を發行して、又た一枚の債券は幾何の金額でせうか。總計戸部から百萬枚の債券を發行するので、其名前は昭信股票といつ

て、一枚の債券は庫平銀の一百兩であります。毎年の利子は幾何で、償還には年限があるのですか。毎年五分利付で、期限は二十ヶ年で、元利共一緒に償還するのです。私は聴きましたのに、戸部に受取るのは皆足色紋銀であつて、民間で平常使つて居るのは皆松江銀か或は洋銀であるといふことですが、若し人民が政府に錢を貸さうとするには、無論特別に足色紋銀を用意して、國庫に納めなければならぬのでせうねえ。それは皆そんなに手数を掛けねばならぬことではないのです、民間の方では松江銀或は洋銀を以て國庫に納めても良いのです、只だ別に不足の銀分を補せば、それでいゝのです。今戸部ではもう債券が出来上つて、全部發行したのでありますか。まだ出来上つて發行する運にはならないのです。それで今其仕事に着手して居るのですか。もう告示を出して、仕事に着手したのです。もう着手して居るのに、其債券がまだ出来上らないのだと、若し今人民で貸したいといふものがあつた時には、政府では直ぐに債券を彼等に渡すことが出来ない、それはどうしたらいいのですか。今はかう定まつて居るのです、其債券がまだ出来上らない先に、若し民間で政府に貸さうといふものがあらば、政府

から先づ一枚の印を押した受取證を渡して置いて、後で債券が出来上つたならば、其時受取證に由つて債券と引換へにしますのです。さうですか、それでは官吏でも商人でも、誰れでも其債券を買ふことが出来るのですか。さうです、上は王公大臣大小の文官武官から、下は庶民に至るまで、誰でも其債券を買ふことが出来るのです。將來何の収入を以てこの借款の擔保とするのでせうか。話に聽くと、奏上して定めたのは、將來地稅鹽稅釐金稅の此三種の銀子を以て借款の擔保とするのださうです。もしかかういふ風習が始まると、萬一將來に於て國家が突然緊要な用度の出来た場合に、自國の民間の錢を借ることが出来て、外債を借るのと比較すると非常に都合が良いのであります。さやう、眞實です。

〔註解〕 股票 (Law's price) 債券。株券。

定局 (King's plan) 計畫が定まる。方法が定まる。

庫平銀 (Law's price) 庫平にて量りたる銀。庫平とは政府に於て銀子を量るに用ゆる秤にして、諸種の秤中最も強きものなり。

歸款 (Law's price) 借款を償還する。

五釐行息 (*wu ling hsiang*) 五分利付。行息は利息を附するの意。

足色紋銀 (*tsu se wen jin*) 銀質の十分なる純銀。足色とは銀子の成色。即ち銀質の十分なるを云ひ、紋銀とは純銀の意なり。

松江銀子 (*song chiang gin*) 足色紋銀に比しては銀質稍劣るも、千分中九百八十以上の銀分を含み、一般市上に流通する數種の銀子中にては佳良のものなり。松江銀はまた高銀子とも云ふ、成分佳良の銀と云ふ意なり。

洋錢 (*yang ch'ien*) 外國の銀貨。墨西哥ダラー。目下清國に使用せらるゝ、墨西哥、英國、露國、日本等の銀貨を總て洋錢と稱す。

交庫 (*chiao ku*) 國庫に納める。

加色 (*chia se*) 銀質の不足を補ふ。

蓋印 (*cai jin*) 印を押す。

實收 (*shih shou*) 正式の受取證。實[○]在[○]的[○]收[○]單[○]の意。

官項 (*kuan tsing*) 政府の收入金。項[○]は進[○]項[○]即ち收入金の意。

抵還 (*ti huan*) 擔保。引當。償還の抵當。

第八十九章

貴下方は何故盛和棧を訴へたのですか。誰が云ひましたか。誰が云つても

管はないじやありませんか、一體そんなことがあつたのですか。私共の訴へた

のは駝店で、決して彼を訴へたのではありません。起はどんなことですか。

私は貴下に其理由を談して聽かせませう、實は今月の内に貨物が皆到着するので、私は萬順駝店の李老恒を呼んで来て、彼に相談して五百匹の駝駝を雇ひ定めたのです、所が五六日前になつて李老恒が来て私に告げて云ふには、五百匹の駝駝は工面が着かないかもしれぬが、四百匹では間に合はないかと問ふから、私は若し四百匹で間に合ふやうなら、何んで五百匹雇ふ必要がありませう、其上契約書に五百匹と書いてあるのだから、お前は矢張り早く行つて工面をしてくれなければならぬ、其時になつて仕事に差支へさせてはいかないと云つたのです、其後李老恒が又幾度も来て、何時までも五百匹の駝駝は工面が着かないと云ふのです、私はお互に契

約をも結んだし、手附金をも拂つて置いて、今更になつてお前がそれ丈けの駱駝を工面することは出来ぬといふのは、そんな道理が云へるものであらうかと云つたら、彼は契約書にさう書いてあつても、實際そんなに澤山の駱駝を工面することが出来ないといふ場合になつては、此上私の命まで取るといふ譯にはゆかぬのでありませんかと云ふのです、そこで私はそれならばよろしいと云つたのです、實は既に或人が盛和棧の陳保善が李老恒を私かに呼んで行つて、彼をして盛和棧へ百匹の駱駝を分けさせて、一匹の駱駝について一兩丈けの銀子を増してやつたといふことを、私に知らせてくれたので、私はそれを聽いて居るので、心には考があつたのです、それで直ぐ役所へ行つて李老恒を訴へたのです、役所で李老恒を喚び出して、彼に何故に契約通りにしないのかと訊ねた所が、彼は初の中には駱駝の來るのが少いので、工面が出来ないのだと云ひ張つて居りましたが、後に役人にお前は駱駝を又た誰に分けてやつたのか眞實のことを云へ、さうでないとお前を罰に處するぞと云はれてから、そこで李老恒は恐くなつて、盛和棧のことを白狀してしまつて、陳保善がどんなに懇願して、彼をして盛和棧へ百匹の駱駝を分けさせたか、又たど

んなに餘分に駄賃を増したか、その一伍一什をすつかり云つてしまつたので、役人は陳保善を喚び出して、其席で彼を一度譴責して、又た私に吩咐けて、後で李老恒に駄賃を五十兩丈け少く拂つて、彼の罰とせよといふことでしたのを、私は却て役人に恩惠的に彼を宥してやつて呉れと頼んだのですが、其後役人は彼に罰として十兩の銀子を粥廠へ入れさせるやうになつて、夫れで事件が落着いたので、さう云ふ譯ですから私が訴へたのは駱駝店であつて、私はなんで陳保善を訴へたりしませう、それであるのに何故彼は私が彼を訴へたのだと云つたのでせう。何も決して彼が私に貴下が彼を訴へたのだと云つたのではありません、これは彼の店の手代が貴下が陳保善を訴へたのだと云つたのです、其模様を聽きますと、貴下は明白に陳保善を訴へたのではないけれども、矢張り間接に彼を訴へたやうな譯になります。

〔註解〕 駱駝店 (fo' tien') 荷物を運搬する駱駝を貸す店。

李老恒 (li' lao' heng') 李は姓、恒は名、老は敬稱の語。

湊不出來 (tsou' put' ch'w' lai') 集まらぬ。工面が付かぬ。第十一章の註

解を見よ。

有丁底了 (yu² ta¹ ti² lu¹) 考がある。根底がある。

死求白賴 (ssi² ch'i¹ pai² lich¹) 懇願する。歎願する。

駝脚 (t'o² chiao²) 駱駝の賃錢。脚は脚錢の意、尙ほ第四十五章の註解を見よ。

當堂申斥 (tang¹ tang¹ shen¹ ch'ih¹) 其場に於て譴責する。堂は衙門の公堂。即ち役人の公事を辦く所を云ふ。

寬恩饒恕 (kuan¹ en¹ niao¹ shu¹) 恩惠的に宥恕す。

粥廠 (chow¹ ch'ang¹) 貧民に粥を施す所。

何嘗 (ho² ch'ang²) どうして……であらうか。第三十七章の註解を見よ。

繞着灣子 (yao¹ choi¹ wan¹ tzu¹) 間接に。廻つて。灣子は隅角等の意。

第九十章

世の中に六ヶ敷い事のあると云ふ心配は無いが、只だ事を處置することの出来る人が無いと云ふ心配があるので、従前私が商賣を爲て居つた時、貴下も御存じでせうが、一人天泰棧と云ふ店を開いて居つた番頭で、黄と云ふ肥つた男が居ました。

さうです、聽いたことがあります、私は會つたことはいないので、あの男は我我同業者間では有名な敏腕家でせう。敏腕は敏腕で、中々器量のある男ですが、併し餘り俐口過ぎて、腹の中々太い人です、事を爲るのにあの人程思ひ切つた仕方をするものは外にはありません、或年の秋のことでしたが、丁度貨物發送の時期に、河には都合四五十艘の船がありましたのを、總て天泰棧に雇はれてしまつて、皆貨物請取證も取つて、手付金を拂つてあつたので、誰ももうそれを雇ふ譯にはゆかなくなつたのです、後には只だ十幾艘朽ちて用に立たない船が剩つて居る許りであつたのです、貨物はどしどしとみんな到着して、倉庫の中は一つばいに積込んであるのに、只だ氣が急ぐ許りで船を雇ふことは出来ないのです、どうでせう、其時の私の心の中は氣を揉んだことか氣を揉まなかつたことか、手代共は勿論慌てない奴は無いので、或者は我々で無理に天泰棧が雇つた船を十四五艘奪つて來て、貨物を

積み出さうではないか、彼等が喧嘩を仕掛けて来たならば、こちらでも彼等を相手に喧嘩をしようと思ふのです、私はそれは良い方法でない、若しそんな事をする、黄大胖子はまた決してこちらと喧嘩などはしないだらう、彼が我々と公の場所へ出て道理を云ひ争ふことになる、其訴訟はこちらが負に極まつて居ると云つたのです、するとまた或者はこちらであの船頭等を十四五人呼んで来て、私かに彼に少し餘計に錢を増してやつて、彼等にこちらの爲めに貨物を積み出させたらば良いだらうと思ふのです、私は其法も駄目だ、彼等には皆貨物請取證も取つて手付金もやつてあるのだから、今こちらの貨物を積み出さうものなら、黄大胖子は屹度船頭を訴へるだらう、船頭を役所へ喚び出した時には、矢張りこちらのことを申立てるであらう、其訴訟もこちらが矢張り負になると云つたのです、私はお前共は管はななくてもよろしい、私が方法を考へてやつて見るからと云つて、それから私自身で天泰棧へ出掛けて行つて、黄大胖子に遇つてから、私は或物を貴下にお借り申しませうと思ふのです、それが云つた所が、彼は私の持つて居る品物ならばお貸し申しませうと思ふのです、それで私が云つたのです、それは無論の事で、貴下のお持ちにならない品物

を貴下に向つてお借りしようと思ふのは、それは貴下を困らせると思ふものです、そこで私は私共の貨物が皆すつかり到着したのですが、船を雇ふて發送するところが出来ないのです、貴下のお店の船が少し餘分にあらば、私共に十五艘丈貸して下さつて、貨物を積ませてもらひたいのですが、如何でせうと思つたのです、彼は其言葉を聽いて少し困つた様子が見えましたが、彼は私共の船は五六艘は餘分にある様であるが、併し私共の貨物も皆もう直ぐ全部到着するから、貴下の方へ分けて上げると、私共の仕事に差支へる心配があると云ひますから、私は私共の貨物は直ぐ發送してしまふから、貨物を卸して濟んだらば直ぐとお返ししますから、貴下の方のお差支になるやうなことはありませんと云ひましたら、彼は仕方がない、それでは貴下の方へ十五艘丈分けて上げませう、併し貨物を卸して濟んだらば、直ぐ返して下さいと思ひますから、私は夫れは無論のことですと云つて、それで直ぐに私共へ十五艘丈船を貸してくれたので、私共では貨物を積み出したのですが、それからすつかり事が濟んだ上で、運賃の勘定を見て見ると、餘り多くもかゝつて居ないので、其後黄大胖子を招いて馳走をして、禮を云つて夫れで濟んでしまつた

のですが、若し手代共の云ふやうにあんな無理な仕方をする、どうして訴訟に成らずと濟ませうか。

〔註解〕 大胖子 (ta² p'iang¹ tze²) 肥つた人。

能耐 (nang² nai²) 器量。

霸氣 (pa² chi²) 負けぬ氣。思ひ切つた事をする意氣。

走貨 (tsou² huo²) 貨物を發送す。

攬單 (lan² han²) 荷船の所有者より貨物發送者へ渡す貨物の請取證。

糟朽不堪 (tsao² hsiu² pu² k'au²) 朽ちて役に立たぬ。

乾着急 (kan² chu² chi²) 無益に焦る。乾は白に同じく徒らに空く無益

等の意なり。

焦得慌 (chiao² te² huang²) 非常に氣を揉む。非常に焦る。

公堂 (kung² tang²) 衙門の大堂。公事を辦する所。

供出來 (kung² ch'ue² lai²) 白狀する。

愁着 (ch'ou² cho²) 患へる。那還愁着不成官司麼はどうして訴訟に

ならざるを憂へんやの意なり。

第九十一章

お互二人が前回お談いたしました、お國の戸部で昭信股票を發行して、民間から金を借入れると云ふあの件に就いて、貴下のお談になつた大凡の方法は、私も承知いたしました、昨日私は又た一人お國の友人に遇ひまして、矢張り其話が出ましたが、其内には又お互が前回お談しなかつたやうな内部の事柄もありまして、彼が又た詳しく談して呉れましたから、私は一層明白になりました。其人は又た内部の何んな詳しい事柄を談されましたか。彼の話には、戸部では特別に一ヶ處昭信局と云ふのを設けて、専ら其昭信股票の事務を執るさうです。さうです、其話には私も聽きました、併し其昭信局は今大概まだ出來て居ないでせう。まだ出來て居ないので、今は暫く戸部の北事務所を借りて其事務を執つて居るので、昭信局が出來ると移轉して行くのださうです、それで一切金を納めたり債券を發行したりすることは、皆其局で扱ふことになるのださうです、彼の話には、北京中で

五軒の滙票莊と四軒の大錢舖とが、其昭信股票の金を受取ることを引受けたので、一切の金錢は皆彼等九軒の銀行商に渡すと、彼等が代つて戸部に納めて呉れるのださうです、其友人が又た談しましたには、若し京平で納めると、百兩に付きて六兩四錢丈け銀を補さねばならないので、夫れで庫平の百兩になる譯で、若し銀貨で納めると、總て市價に依つて換算して、銀行商が特別に値段を増減さす様なことは許されないのださうです、毎月金を納めて債券を出す日は三日十三日二十三日の此三日で、若し銀行商へ渡して代つて戸部へ納めて貰ふには、四五日丈け早く金を渡して置かなければならない、それは餘裕の時日を取つて置いて、其日になつて債券を出す時に、間に合はないやうなことの無い爲めです、こんなことが其友人が談した昭信股票に就いての規則です。其御友人のお談になつた昭信股票に就いての事柄は、前回私が貴下とお談したのよりは餘程詳しうございます。

〔註解〕 戸部 (hu pu) 今は度支部と改稱す。我邦の大藏省に同じ。

昭信股票 (chao hsieh hui piao) 清國政府發行の公債の名稱。昭信は信を示すの意。股票は第八十八章の註解を見よ。

檔房 (tang fang) 事務所。各省内の登録を司る係。

滙票莊 (hui piao chuang) 第二十章票莊の註解を見よ。

錢舖 (chien pu) 兩替を本業とし銀行業を兼ねる店。

承辦 (cheng pan) 引受ける。請負ふ。

號商 (hao shang) 銀行商。

京平 (ching ping) 北京の市上にて用ひらるゝ秤の名稱。庫平(第八十

八章の註解を見よ)に比し稍弱く、京平の一百兩は庫平の一百兩に比して三兩餘の不足あるなり。

補平 (pu ping) 秤の差を補ふ。

銀元 (yin yuan) 銀貨。洋錢に同じ。

緩手 (huan shou) 仕事の餘裕。

第九十二章

聽きますに此數年お國の葉茶が輸出されて外國に行くのが、以前と較べると少く

なつたと云ふことですが、それは何の理由でせう。私はあの茶業の事に就いては、是迄氣を留めて居なかつたものですから、餘り詳しいことは存じませんが、併し私が想像するに、何うしても之は近年印度から茶が出るので、夫れで自然と私共の國の葉茶の輸出が、不景氣になつたものだらうと思ひます。私は又た印度の葉茶はお國の葉茶より味が良いので、夫故お國の方の葉茶を外國人が仕入れて輸出することか少くなつたのだと聽きました。そんな話は私はまだ他人の談して居るのを聽いたことはありませんが、私は葉茶の味の良いのはどうしても地味の原因だらうと思ひます。貴下の云はれる其お話は、私が以前考へて居たのと同じであります。所が茶商の友人に就いて尋ねて見ますと、全くさうでないのです。それではどんな理由ですか。其茶商の友人の話に據ると、印度で茶を製するには器械を使ふから、其葉茶を良い味に變へることが出来るのださうです、併し器械が有つてもまた人工に倚らなければならぬが、其人工とは器械の使用に精通して居ると云ふことではなく、葉茶をして味を變へさすと云ふことです、其上まだ葉を捲くとか葉を焙るとか、種々の器械がなくてはならない、且つ化學的に味を

出させる學理を知らなければならぬのですが、之れが一つ極困難な事です、尙ほ其上に茶の栽培の方法を研究せなければならぬ、其茶の良い味を出させると云つても、其葉茶の内に元來持つて居る味を出させるのであるから、若し葉が弱くて力がなかつたならば、假令味を出すことの非常に上手な化學師があつても、決して其葉茶に先天的無い味を、器械を使つて拙き出すことは出来ないので、夫故先づ支那では是迄何んな茶の植方をして居るかを知り、其植方が法を得て居るか居ないかを詳細に知つて、若し植方が法を得て居ないならば、速かに良い植方に倣はなければならぬ、若し尙ほ此儘因循して改良する方法を考へなかつたならば、恐らくはお國の茶は印度の茶と勝を争ふことは出来ないでせう。さうです、貴下の御説は御尤であります。

〔註解〕 減色 (chicn' set) 景氣が悪くなる。

滋味兒 (tzi' wai' ni) 風味。

地土 (ti' tu) 地味。

竟自 (ching' tzi) 全く。すつかり。

抽出出来 (ch'ou yin' ch'ui lai) 抽出す。

及早 (chi' tsoo) 成る可く早く。及ぶ丈け早く。

仿倣 (fang' tsiao) 倣ふ。第四十一章の註解を見よ。

因循着 (yin' tsun' cho) ぐつくして。

第九十三章

昨日貴下の御親戚の方と、我共の國で近年葉茶の輸出されて外國へ行くのが、甚だ不振な様であると云ふ話をいたしました。御親戚の方の云はるゝには、印度で此數年茶を培養する許りでなく、又た器械を使つて葉茶を良い味に變へることが出来ること云ふことでした。夫は實に私のまだ聽いた事のない話でありました。あの方が又た云はれるには、支那でも十分工夫して茶の培養法を調査せず、又た器械を使つて葉茶を良くすることを爲なかつたならば、恐らくは印度の茶と勝を争ふことは出来ないだらうと云ふお話で御座いましたが、其お話は實に道理のあることと思ひます。併しどうしやうにも若し製茶に使ふ全部の器械を買入れ、又た化學

師を請聘することになると、其資本が中々少々では出来ないから、之れが一つの困難で、其外に又た從來支那の茶の培養が法を得て居るか居ないかを良く調査して見て、若し方法が悪ければ又た印度の培養法に倣はなければならぬので、此の舊法を改正して新法を採用することも亦さう急にはうまく出来るものでないから、之れも亦一つの困難です。さう考へて見ると、話の様にさう容易にうまく出来るものではないと思ひます。貴下の仰やる其二個の困難は、無論容易ではありませんが、併し人力と財力との二つが十分あらば、必ずしも成就しないことはないと思ひます。商業界に於て將來永遠に無窮の利益を得やうと思ふには、勿論多額の資本を惜まず、商業を保護して行かなければなりません。茶の培養法を改良すると云ふことは、只よく注意して調査し、相當の金と人を使つたならば、必ず成功することであり、且つ福州に於ては既にお國の茶商共が茶業會社を設けて居りますが、之れも一般から株を募つて設けたのです。もし尙ほ進んで商業の擴張を謀つたならば、何事でも出来ないと思ふ心配はないと思ひます。只だ其外に一つ異つた困難があつて、これの方は中々容易に出来ないであります。夫は私の親戚の者でも餘り良

くは知らないのです、私も西洋人の談したのを聞いた譯ですが、夫れはお國の税金、や釐金が餘り重過ぎて、又た容易に其制度を改めることが出来ないことです、夫故茶の原價が高くなつて、随つて種々の障害が生じてくるのであります、若し大いに盡力して、真面目に茶業の維持を計らなかつたならば、茶業の利權を挽回することは出来ないのです、これは誠に残念なこと、と思ふのです。

〔註解〕 邀請 (yao¹ ching³) 請聘する。邀は迎へる。

如若 (jue² jo⁴) 若しも。

一半時 (i² pant¹ shih²) 少しの時日。

重資 (chung¹ tsu²) 多くの資本。

稅釐 (shui¹ ts²) 税金と釐金。

成本 (ch¹ eng² pei²) 原價。

第九十四章

今日貴下は上官の方に御面會になつて、一體何んな肝要な公務に就いてお話をな

さいましたのですか。何も格別肝要な事柄を談したのではありません、只だ半分は世間話でしたが、目下凡て新法に改正しなければならぬと云ふ話が出ましたから、私が云ふには、天下の事は何事に由らず改良すると云ふことが肝要である、總て其善美なるものを撰擇して之れに従ふべきである、各國と往來交際をなし通商貿易を始めてから、西洋各國に於ける製造業は愈巧妙になつて來たのに、我々此東洋で若しも舊法を墨守して、改良といふことを知らなかつたならば、一旦有事の場合には、他人はどんく〜と先に進み、我々は即ちどんく〜と跡に残こされる、此間の關係は實に大なるものである、もし西洋の方法に就いて云つて見れば、其中には甚だ必要なるものがあつて、夫等は是非速かに倣はなければならぬ、又中には餘り必要でないものもあつて、夫等は緩々着手してもいゝのであるが、併し往々讀書人であつても、時事に通じて居らぬ手合は、一と度新法に改良すると云ふことを聴くと直ぐ種々の議論を持ち出し、かう云ふ怕るべき事があるとか、あゝ云ふ憂ふべき事があるとか云つて、彼等は元來世界に於ける人情は同一であつて、其方法が既に彼國に於て無窮の利益あるものならば、何が故に一と度我國に入ると直ちに幾多の

弊害を生するのであるか、其點に就いては少しも考へて見ないのである、其様な言を云ふのは只だ空説に過ぎないのではなからうか、汽船や汽車の如き矢張り之れも一種の車や船である、違ふ所は只だ荷物を澤山に積むことが出来、旅客を多く乗せることが出来るのと、尙ほ他の車や船に較べて非常に快いと云ふ計りで、之れは明らかに利益のある事であつて、何故弊害があると云ふことが出来やうか、尙其外にも電報で通信をすると云ふこと、杯は最も敏活な事であつて、若しも至急な要事がある時などは、之れ以上の便利な事はないのである、又た洋銃、洋砲に至つては、尙更ら國家として一日も缺ぐべからざるものである、昔の時代に於て我々の東洋の地で戦争に用ひたのは、長い槍だの大きな戟だの、弓や箭だの、腰刀だのであつたのだが、現今西洋で製造する小銃、大砲は非常に猛烈で、其使用が敏活無比であるのに、若し戰場に於て我々の昔の兵器を用ひて、かの猛烈な軍器に敵對するならば、戦争をしないで、既に何方が勝つか何方が敗けるか明白に知れるのである、夫故目下の急務は只だ新法を研究すること、で、それでこそ國家を保護し、人民を安んずることが出来るのである、若し全く舊法に拘泥して、舊を捨て、新に従ふことを肯んじ

なかつたならば、其後患は實に恐るべきの至りである、と云ふ様な話をしましたらば、我共の上官の云はるゝには、夫れには幸目下風習がだん／＼開けて來て、早く新法に改良しなければ國を治めることが出来ない、と云ふことが、大分世人に判つて來たから、之れから各種の事を起す上には、どうしても以前よりは餘程容易であるだらうと云ふ話でした、我共は暫らくこんな話をして分れたのです。

〔註解〕 上司 (shang⁴ ssü⁴) 上官。上憲に同じ。

越出越奇 (yüeh⁴ chü⁴ yüeh⁴ chü⁴) 愈出で、愈巧妙である。

步步爭先 (pu⁴ pu⁴ chäng⁴ hsien⁴) とん／＼先に進まれる。

着着落後 (chao² chao² to⁴ hou⁴) とん／＼後に残される。

從緩 (ts'ung⁴ huan⁴) 緩る／＼。

上陣 (shang⁴ chen⁴) 戰場に臨む。

疆場 (ching⁴ ch'ang⁴) 戰場。

交仗 (chiao⁴ ch'ang⁴) 交戦。

一味的 (i² wei⁴ ti⁴) 全く。

及早 (*chi' tsaot'*) 成る可く早く。

順手 (*shun' shou'*) 抄る。仕事が容易に運ぶ。

第九十五章

私は二三年前一度お國の東京へ参りましたして、滞在の日數は餘り長くはありませんでしたが、其時私は街衢の辻々に何處にも巡查が居て、其巡查が皆忠實で、土地の警戒が非常に眞面目であつたのには實に感心いたしました、所で私はあの巡查は一體何んな役所の管轄に歸して居るのか存じませんから、どうぞ談して聽かせて下さいませんか。よろしう御座います、お談いたしませう、私共の方の東京には、警視廳と云ふのが設けてありまして、其内に一人長官があつて警視總監と云ひます、其役所の管理して居る仕事はなかく多くて、官吏も亦少なくありません、一寸の間では詳しく説明する譯には参りませんが、先づ大體の所丈けを申しませう、今申しました其警視總監は勅任官で、丁度お國の各役所の堂官と同じであります、其下に警視が二十七人と、其外に警察醫長一人、消防司令長一人、典獄三人とがありま

して、是等は皆奏任官で、貴國の各役所の司官と同じであります、其下に又警部、警視廳、警察醫、監獄書記、看守長、消防機關士が皆で四百十四人あつて、是等は皆判任官で、お國の各役所の小京官と同様です、其警視總監は東京府に關する警察消防及び監獄等の事を管理して居ります、併し矢張り内務大臣の管轄に屬して居るのです。所で東京府には幾何の警察署が設けられてあります。警察署は總體で二十三ヶ處、外に一ヶ處水上警察署があります、其警察署の下に所々を見計らつてまた分署があつて、其分署の下に辻々に巡查派出所が設けられてあります。さうですか、設置の具合が眞實に宜く行届いて居りますねえ、それで其土地でもし竊盜とか喧嘩だとか道路を破損さすとか、其様な不都合な事をするものは、大概皆巡查が捕へて處分をするのですか。さうです皆巡查が捕へて處分をする事になつて居ります。私はあの巡查が皆あのやうに眞面目に土地を警戒して居るから、夫故あの土地に種々の紛擾も出來ず、特別にあんなに整頓して嚴肅になつて居るのであらうと思ひます。

〔註解〕 堂官 (*chang' tzuang'*) 各部及各重要衙門の長官即ち管理事務大臣、尙書

(大臣)及び左右侍郎(次官)尙ほ其外に各省の總督巡撫等を云ふ。

司官 (*ssai' t'uan*) 各部及各衙門の事務官即ち郎中以下の高等文官を云ふ。

小京官 (*tsiao' ching' t'uan*) 北京に於ける各部及各衙門の下級の事務員を云ふ。

節制 (*chieh' chieh*) 管理。管轄。

第九十六章

お尋ねいたしますが、お國で現今使用されて居るのは銀塊ですか、又は銀貨ですか。昔時は全國皆銀塊を使つて居りましたが、道光年代になつて西洋各國が南方で貿易を始めてから、廣東、江蘇、浙江等の數省では、銀貨と銀塊との二種共に使はれることになりました、其後北方に貿易が開かれてからは、北方でも亦銀貨を使うやうになつたのです。お國で使はれて居る銀塊にも、上等下等の區別がありますか。區別があります、市上で平常使はれて居るのは皆松江銀で、一個が四兩五

六錢の重さですが、五兩の重さのもあります、これは一等劣つた方の銀です、政府で使つて居るのは皆元寶銀で、これは銀質の十分な純銀であります、其元寶銀は一個五十兩ですが、外にまだ一個十兩のがあつて、方槽と云はれて居りますが、これらは一番上等の銀であります。外國の銀貨には幾何の種類がありますか。早くから南方で使はれて居たのに、日斯巴尼亞の銀貨があります、これは本洋と名づけて、其銀質は少し上等でありましたが、今は餘り見受けません、其後一般に使用されて居るのは墨西哥の銀貨で、之れは應洋と云つて、銀質は本洋に較べると少し劣つて居ります、以前には日本の貿易銀もありまして、應洋と同じやうに使用されて居りました、近頃又た印度で鑄造して持つて來た銀貨もあります、これも應洋と同様に使用されて居ります、其外また露西亞のルーブル銀貨がありますが、分兩が應洋に較べると大分少いから、値段も餘程違ひます、現今は又た私共本國で鑄造した圓銀があります、値段はこれも應洋と同様です、畢竟云へば私共の國では、今は銀塊も使ひ外國の銀貨も使ひ、又た本國で鑄造した圓銀も使ひ、總てが使用せられるのであります。國庫に貯へてあるあの元寶銀などは、戸部で鑄造するのであります。

か。戸部で鑄造するのではありません、あれは皆別に政府の爲めに銀を鋸かす
爐房があつて、其所で鑄造した元寶銀には、皆爐房の屋號の刻印が鑄つてあるから、
若し其銀に故障があらば、其爐房が罪を問はれるのです、それ故官用の銀は皆非常
に確であるから、安心して使はれて、決して故障はないのであります。

〔註解〕 銀元 (yin² yuao²) 銀貨。洋錢とも云ふ。

道光 (tao² kuang²) 西曆一千八百二十一年より一千八百五十年に至る。

松江銀子 (sung² hsung² qin² tzu) 第八十八章の註解を見よ。

錠 (ting²) 一定したる銀子の形。一錠銀子は一個完全なる銀子と云ふ
意。

元寶銀 (yuan² puo² yin²) 第八十八章の註解を見よ。

足色紋銀 (tsu² se² wen² yin²) 第八十八章の註解を見よ。

方槽 (fang² ts'ao²) 方形なる銀子。方寶とも云ふ。

本洋 (pen² yang²) 西班牙より來りたる銀貨。本の洋錢と云ふ意。

成色 (ch'eng² se²) 品質。

鷹洋 (ying² yang²) 黒西哥の銀貨。銀貨の表面に鷹の羽を開らきたる
鑄あるを以てなり。

貿易銀 (mao² i² yin²) 日本最初の一圓銀貨にして、表面に貿易銀と云ふ
文字の鑄あり。

盧布錢 (lu² pu² ch'ien²) 露西亞のルーブル銀貨。

爐房 (lu² fang²) 第二十三章の註解を見よ。

鑿 (ts'ao²) 刻る。鑄む。

戳子 (ch'uo² tzu) 印。極印。

第九十七章

私は一つ貴下に教へて戴きたい事があります、昔の時代にはお國でも私共の國で
使つて居るのと同じやうな銀がありましたか。さうです、私共の國でも昔は銀
を使つて居りましたが、また金も使つて居りました、併し其銀の形はお國とは違つ
て居ります。何んな形でありますか。 隋圓形と長方形との銀と金とがあり

ました、尙ほ其外に粒銀もありました。其銀貨を鑄造することに改まつたのは、何時から始まつたのでありますか。維新以後から銀貨を鑄造することに改まりました、最初鑄たのが斯の貿易銀で、其後鑄たのが斯の一圓銀であります、現今は又規則が改正せられて、金貨を鑄造することになつたので、斯の一圓の銀貨も使はなくなりました。金貨は一體幾圓のでありますか。一圓のもあり、五圓十圓のもあります。それでは斯の銀貨は、今は一切總て使はなくなりましたか。今まだ使つて居るのは、斯の五十錢二十錢十錢五錢のであります。平常使つて居る銅貨には幾種ありますか。銅貨は三種あります、二錢一錢尙ほ外に五厘のがあります、其銅貨には皆字が刻つてあつて、二錢のには表面に五十枚換一圓と刻つてあり、一錢のには表面に以百枚換一圓と刻つてあり、五厘のには表面に二百枚換一圓と刻つてあつて、永久に其値段通りに使はれて、價が昂つたり下つたりする事がないのであります。初めに制定された其方法は誠に完全と云ふべきであります、兩替商共が中間に立つて種々不正な事をする事が出來ない許りでなく、細々した買物に銀貨を店へ拂つても、其店で換算に多少があつたりする弊害もな

く、且又た便利で、又餘計なことを云はないで済みます。初めに此制度を定められた所以、將來種々の弊害が起つて來ることを防ぐ爲めであつたのです。實際さうでせうねえ、それから尙外にお國で使用されて居る紙幣は、一體一枚幾圓のでありますか。一枚五圓のも、一枚一圓のもあります。あの様な紙幣は全國何處でも使はれますか。全國何處でも使はれます、まだ一つ安心な事を申しますと、私共の國の紙幣には決して贋造もなければ、又た銀行が倒れて錢を仕拂はぬと云ふやうなこともありません。それは尤も便利至極な譯であります。

〔解註〕 銀條金條 (gin² tiao², chin² tiao²) 貨幣として用ひらるゝ金銀の棒狀をなしたるもの。金子、銀子と云ふに同じ。

銀滴珠兒 (gin² ti² chu² ni²) 粒銀。

貿易錢 (mao² i² gin²) 第九十六章の註解を見よ。

鑄 (chien²) 刻る。鑄む。

手脚 (shou² chiao²) 弊害。不正手段。

多合少合 (to² ho² shao² ho²) 換算に多少のあること。

第九十八章

お尋いたしますが、お國にも銀行がありますか。私共の國にも澤山銀行の商賣をして居るものがありますが、原來銀行とは云はないのです、私共の方では滙票莊と銀號とに分れて居りますが、其實營業の情況は銀行と同様です。夫は總て私設ですか官設ですか。皆私設です。夫等は一體何んな風の營業をして居りますか。其の滙票莊と云ふのは、専ら北京と各省との間の爲替取組の仕事をして居るので、官金でも私金でも、其店で爲替を取組み、其爲替手数料を儲けるのであります、其外戸部の捐金上納の事も扱つて居ります、例令ば貢生や監生を買つたり、或は官職を買つたりする時に、戸部に相當の捐金を納付せねばならぬのであるが、夫を票莊へ行つて拂ふと、其票莊では戸部に代つて其金を受取つて、國庫に納めて呉れるのです、其の外に尙ほ多くの金満家共が、金を票莊に預けると、票莊では預金主に預金證書を渡して置いて、毎月幾何かの利息を拂ひ、其票莊は又た其預金を他人に貸出して、其中から幾何かの利子を儲ける様なことを爲るのです、かの銀

號の方で爲ることも、矢張り票莊とする様な營業をして居るのですが、只た銀號では其外に銀の賣買をすること丈けが違つて居ります。其票莊や銀號では紙幣も發行しますか。さうです、紙幣を發行いたします、私共の使つて居る銀票は、皆票莊や銀號で發行したものです。あの銀票は全國何處でも通用しますか。駄目です、各地で各地の銀票を使用して居るので、例令ば北京の銀票は若し天津へ持つて行けば、もう通用しなくなります、其處はお國の銀票の方が餘程便利であります。さうです、ねえ、其銀票は一體一枚幾兩のですか。一百兩のと五十兩のと三十兩二十兩十兩のとあります、其外にまだ五兩のと四兩のと三兩二兩一兩のと總てあります。尙ほ外に票莊や銀號などよりも少し少なき商賣はありますせんか。まだあります、それは即ち錢舖です、錢舖では只た銀を賣つたり銀を買つたりする商賣のみして居ります、尤もまた金満家が錢舖へ五六百兩或は一千兩位の金を預けるのもありますが、非常に大きな仕事は彼等の資力ではとても出来ません、尙ほ外に錢舖で外の商賣を兼業して居るのがあります、例令ば山西省の人は北京で錢舖を開いて阿片を賣ることを兼ねて居りますが、夫を烟錢舖といひま

す、又酒の販賣を兼業として居るのもあつて錢酒店と云ひます。彼等も紙幣を發行することが出来ますか。矢張り紙幣を發行することは出来ますが、發行するのは皆錢票子で、銀票は發行いしません。其錢票子は一體一枚幾吊のですか。一枚五十吊のと二十吊十吊のとまだ外に五吊のと、四吊三吊二吊のと總てがあります。さうですか。

〔註解〕 滙票莊 (huì piào chāng) 第二十章票莊の註解を見よ。

滙兌 (huì tuì) 爲替を組む。

官項私款 (guān xiàng sī kuǎn) 官金、私金。項も款も共に金の意。

滙費 (huì fèi) 爲替手数料。

捐項 (juān xiàng) 捐金。

上兌 (shàng tuì) 上納する。

捐貢監 (juān gòng jiān) 捐金して貢生又は監生の資格を受ける。

捐は第八章の註解を見よ。貢生とは試験選抜したる生員即ち秀才を云ふ。監生とは試験選抜したる國子監の學生と云ふ意なれ

ども、必ずしも國子監に入學するの要なく、單に秀才の資格あるを證するに過ぎず。兩者共に金錢を以て其の資格を購得するを得るなり。

捐款 (juān kuǎn) 捐金。捐項に同じ。

富戶人家 (fù hù rén jiā) 金持の家。財産家。

存主 (cún zhǔ) 預金者。

存條 (cún tiáo) 預金證。條は書付の意。

存款 (cún kuǎn) 預金。

銀票 (yín piào) 銀行の發行する銀子引換の紙幣。

錢票 (qián piào) 錢舖の發行する銅錢引換の紙幣。

一吊 (yī tiào) 一吊とは一十文を云ふ。制錢即ち小形の一厘錢は一千個、津錢即ち天津にて通用せるは五百個、京錢即ち北京にて通用せる當十錢なるものは五十個を一吊となす。

第九十九章

お國の商人が票莊や銀號を開く時に、何か擔保金を官廳に預けて置くこと云ふ様なことはありませんか。別に擔保金を官廳に預けるやうなことはありません。官廳から人を派して、其票莊や銀號の營業振を檢查することもありませんか。官廳から人を派して其營業振を檢查すると云ふやうなことは聴きませんでした。

私共の國で銀行を開くには、總て規定があるのですか。かの日本銀行や勸業銀行の兩總裁は政府から勅任官一名宛を任命して、其營業を監督させて居ります。其他の多くの私立銀行は、彼等自身で勝手に營業をするのではあるが、矢張り官吏に命じて監督をさせて居るのです。其上銀行を開く時には、是非共相當の金額を官廳に擔保として預けて置かねばならぬので、夫れを證據金と云つて居ります。お國で銀行營業をするに、擔保金を官廳に預けないとすると、それでは何の保證で其商賣を開くのですか。總て私共の國で票莊銀號錢舖等を開くには、同業者幾軒かの連帶保證がなければ、開くことが出來ないのであります。其連帶保證人は勿論

皆聯名の保證書を差出さなければならぬのでせうねえ。それは勿論です。それで若し其票莊銀號錢舖等で資本に缺乏を來したり、或は預金者の預金を消費してしまつたり、世間に出してある銀票に對する豫備金が不足して、仕拂が出來なかつたりした場合には、其連帶保證人一同で、賠償を引受けなければならぬ譯です。ねえ。規定は彼等保證人一同が、賠償を引受けなければならぬ筈ですが、併し屹度さう出來るか出來ないか、斷言することは出來ません。さういふ都合ならば、假令連帶保證人があつても、矢張り擔保金を官廳に預けて置く方が確實です。ねえ。それは仰しやる通りです。所でお國には政府で設けた官立銀行は無いのですか。近頃政府で設けた銀行があると云ふ話ですが、其内部の組織や狀況等は、私も餘り良く知りません。只だ私の知つて居るのは、此數年來各貿易港にある新稅關では、官立の銀行を設けて銀票を發行して居りますが、これは只だ稅關に勤めて居る役人共の給料を支拂ふのに使つて居る許りです。あの様な銀票は市上では非常に調法がられて居るのですが、何しろ多くないものですから、容易に手に入らないのです。私の考では、最も良いのはお國の政府で銀行を設け銀票を發行して、全

國何處でも通用する様にすることであらうと想ひます。さうなると簡單で便利で、其上種々の弊害を防ぐことが出来ます。其お話は實にお尤です。

〔註解〕 票莊 (p'iao' chuang²) 第二十章の註解を見よ。

押款 (ya' kuan³) 擔保金。抵當金。

寄押 (chi' ya²) 抵當として預ける。

同行 (t'ung' hang²) 同業者。

聯環保 (lien' huan² pao³) 連帶保證。

保家 (pao' chia²) 保證人。

保結 (pao' chieh²) 保證書。

虧空 (kuei' k'ung²) 缺乏。缺損。

吞了 (t'un' la²) 消費する。使ひ込む。

票存 (p'iao' ts'un²) 發行銀票に對する豫備金。

開發 (k'ai' fa²) 支拂ふ。

攤賠 (tan' pei²) 分擔して賠償する。

開支 (k'ai' chi²) 支拂ふ。開發に同じ。

薪水 (hsin' shui²) 給料。俸給。

第一百章

聽きますに、お國の今年の麥時は、收穫が非常に良いさうです。今年の收穫は例年に較べると、餘程良い方です。結構です。ねえ、稻田はどうですか。稲田も見た所では、去年よりまだ良い様です。お國の方も今年麥の收穫が餘程良いさうです。ねえ。さうです、まあ悪くない方です。十分の景氣とは云へませんが、どうしても八九分位の實りと云つていゝでせう。雜穀も良いでせう。ねえ。雜穀も見た所では、麥よりまだ良いかもしれません。今年には只お互共此兩國の收穫が良い許りでなく、新聞紙に云つてあるのを見ると、世界各國共に皆一様に豊作です。それは至極結構な事です。目下穀物の値段が早や少し下落しましたが、私は此秋になるとまだ下落するかも知れないと思ひます。秋になると何處でも穀物が山の様に集まるでせうから、穀物の値段が下落しないと云ふ心配はありません。

ん。何うぞ天が引續いてこゝ五六年豊年にして呉れることを望みます、さうなると市場が餘程活動してくるでせう。勿論さうなりません、若しこれが前四五年の様なおんなに不作だと、穀物の値段はどんく昂るし、何んな品物でも高くならないものはない様になり、種々の商賣も職人の仕事も全く不景氣になつて、人民の生活が六ヶ敷くなつて來ます、さういふ有様を考へると、誠に恐るべきことでもあります。農作は元來人間の生活の根本でありますから、是非毎年豊作でなくてはなりません、豊作だと直ぐ種々の商賣も活氣が付いて來ますが、若し一度不作の年に遇ふと、中流以下の家では、毎月の収入金で先づ第一に食ふことを考へなければならぬ、穀物の値段が高くなると、飯を食ふより外にはこれを買つたりあれを買つたりする、そんな餘分の金が無くなるから、總ての商賣はどうして不景氣にならずに居ませう、私は此世界に二つの事があつて、一つは年々必ずなければならぬ事で、一つは百年に一度でもあつてはならない事だと想ひます。云つて御覽なさい、何が無ければならぬ事で、何があつてはいけない事ですか。人民は食物を以て性命として居るのであるから、豊作は毎年必ずなければならぬ事で、若し一

度不作の年に遇ふと、丁度天が落こちて來た様な騷で、人民は安樂に日を暮らすことが出來なくなり、それから尙ほ一つ俗言に人命は天に關ると云つて居りますが、かの干戈の事は百年に一度もあつてはならぬ事であり、一度戦争が始まると、幾多の生靈性命を傷害するが知れませんが、これは最も悲惨の事であり、一旦戦争があると、人民は全く安樂に日を送り、自分の職業を楽しむと云ふことが出來ず、其苦は實に一言で盡すことは出來ません、夫故に我々は只だ天下太平五穀成熟であることを希望する譯で、これが叶へば此上もない幸福といふものであります。

〔註解〕 麥秋 (mai' ch'iu) 麥の收穫季。

不離 (pu' li) 間違はぬ。悪くない。不錯に同じ。

大莊稼 (tai' chuang' chiu) 莊稼は作物即ち雜穀及び蔬菜類等を總稱す。

大莊稼は作物中蔬菜類を除きたる雜穀を云ふ。

普律豐收 (pu' lu' feng' shou) 一般に良い收穫。

老天爺 (lao' tien' yeh) 天帝。

年成 (niens' ch'ing') 收穫。年景に同じ。
 歉收 (chien' shou') 收穫不良。歉は欠乏不足等の意。
 中戸人家 (chung' hu' jen' chia') 中等の活計をなす家。
 顧吃 (ku' ch'ih') 食事に心配する。食費を第一にする。
 天塌了 (tien' ta' la') 天が落ちた。塌は掉に同じく落つるの意。
 干戈 (kan' ko') 梃たきや槍。戦争の意。

談論新編譯本終

明治四十三年八月五日印刷
 明治四十三年八月十日發行

譯者 岡 本 正文

發行者 田 中 慶 太郎
東京市本郷區湯島四丁目八番地

印刷者 朝 岡 平 藏
東京市本所區番場町四番地

印刷所 凸版印刷株式會社分工場
東京市本所區番場町四番地



東京市本郷區湯島四丁目八番地

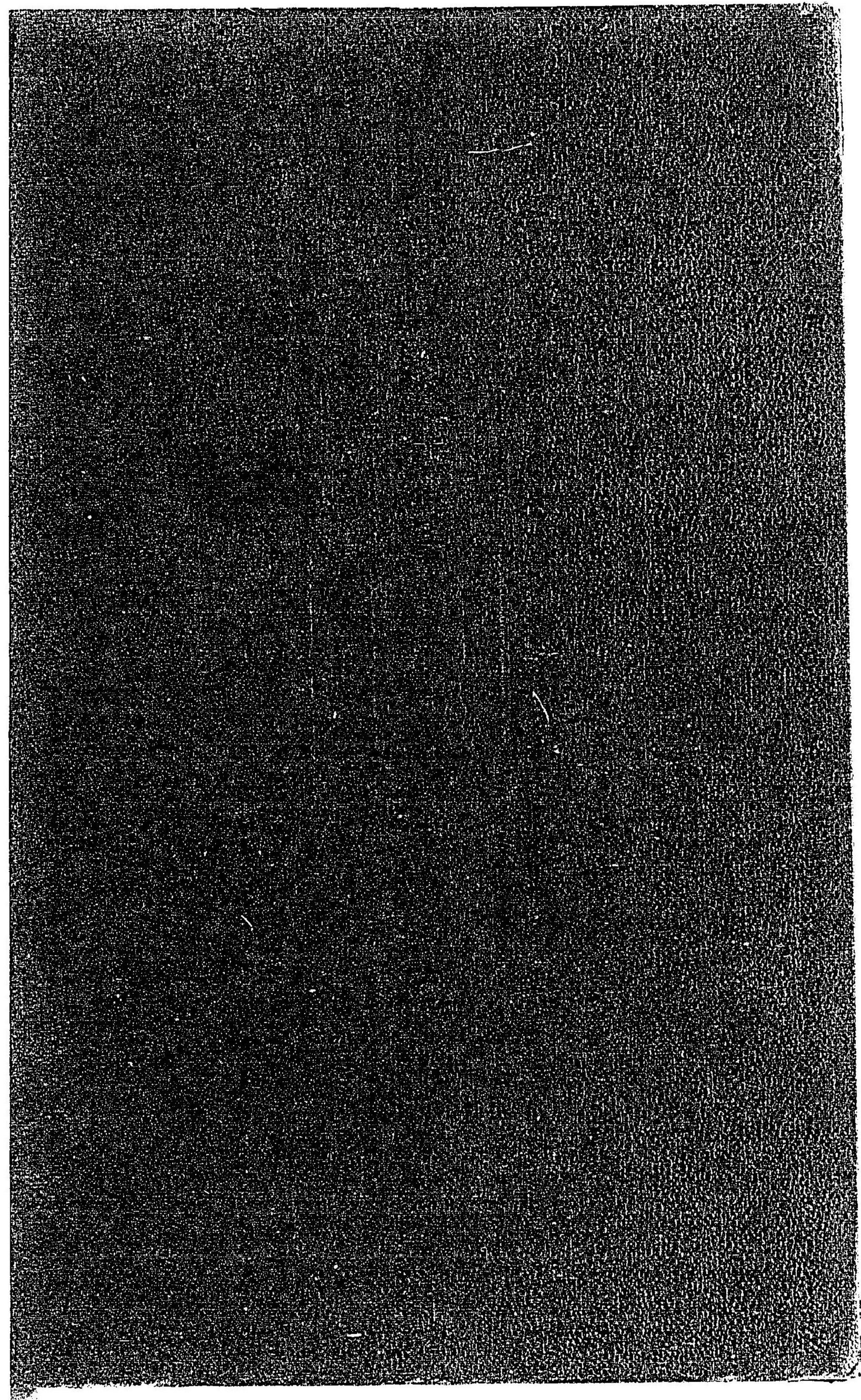
發行所

文 求 堂 書 局

電話 下谷八百二十番
 振替口座 二百十八番

327
327

327



328
790
329

082449-000-7

328-329

談論新編訳本

岡本 正文/訳

M43

DAE-0276



